
令和2年 第12回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和2年12月16日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和2年12月16日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第91号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第92号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターいこい荘)
- 日程第6 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民野球場、南部町民運動場)
- 日程第7 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町営西伯カントリーパーク)
- 日程第8 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター)
- 日程第9 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について(青年の家)
- 日程第10 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について(上長田会館)
- 日程第11 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町賀野地域交流拠点施設)
- 日程第12 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農産物直売所)
- 日程第13 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町地域農産物加工施設めぐみの里)
- 日程第14 議案第102号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第15 議案第103号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第104号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第105号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第106号 鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議について

- 日程第19 議案第 107号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第20 陳情第 8号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情
- 日程第21 陳情第 9号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情
- 日程第22 陳情第10号 日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情
- 日程第23 陳情第11号 西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情
(追加議案)
- 日程第24 議案第 108号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第25 発議案第14号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書
- 日程第26 発議案第15号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第27 発議案第16号 複合施設建設調査特別委員会の設置について
- 日程第28 発議案第17号 公立西伯病院調査特別委員会の設置について
- 日程第29 発議案第18号 可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について
- 日程第30 特別委員会委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程の宣告
- 日程第 3 議案第91号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第92号 南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターいこい荘)
- 日程第 6 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民野球場、南部町民運動場)
- 日程第 7 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町営西伯カントリーパーク)
- 日程第 8 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町東長田山村広場、南部町

東長田山村交流施設ふれあいセンター)

- 日程第9 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）
- 日程第10 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）
- 日程第11 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）
- 日程第12 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）
- 日程第13 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）
- 日程第14 議案第102号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第103号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第104号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第105号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第106号 鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第107号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第20 陳情第8号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情
- 日程第21 陳情第9号 日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情
- 日程第22 陳情第10号 日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情
- 日程第23 陳情第11号 西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情
- (追加議案)
- 日程第24 議案第108号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第25 発議案第14号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書
- 日程第26 発議案第15号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第27 発議案第16号 複合施設建設調査特別委員会の設置について
- 日程第28 発議案第17号 公立西伯病院調査特別委員会の設置について
- 日程第29 発議案第18号 可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について
- 日程第30 特別委員会委員長、副委員長互選結果の報告について
- 日程第31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 埴田光雄君 | 2番 | 加藤学君 |
| 3番 | 荊尾芳之君 | 4番 | 滝山克己君 |
| 5番 | 米澤睦雄君 | 6番 | 長束博信君 |
| 7番 | 白川立真君 | 8番 | 三鴨義文君 |
| 9番 | 仲田司朗君 | 10番 | 板井隆君 |
| 11番 | 細田元教君 | 12番 | 亀尾共三君 |
| 13番 | 真壁容子君 | 14番 | 景山浩君 |

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名 ここから直す

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 局長 | 藤原宰君 | 書記 | 桑名俊成君 |
| | | 書記 | 杉谷元宏君 |
| | | 書記 | 赤井沙樹君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 陶山清孝君 | 副町長 | 土江一史君 |
| 教育長 | 福田範史君 | 病院事業管理者 | 林原敏夫君 |
| 総務課長 | 大塚壮君 | 総務課課長補佐 | 加納諭史君 |
| 企画政策課長 | 田村誠君 | 企画監 | 本池彰君 |
| 防災監 | 田中光弘君 | 税務課長 | 三輪祐子君 |
| 町民生活課長 | 芝田卓巳君 | 子育て支援課長 | 吾郷あきこ君 |
| 教育次長 | 安達嘉也君 | 人権・社会教育課長 | 岩田典弘君 |
| 病院事務部長 | 山口俊司君 | 健康福祉課長 | 糸田由起君 |
| 福祉事務所長 | 渡邊悦朗君 | 建設課長 | 田子勝利君 |
| 産業課長 | 岡田光政君 | 監査委員 | 仲田和男君 |

午前 9 時 0 2 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

10 番、板井隆君、11 番、細田元教君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 91 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議案第 91 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

9 番、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） おはようございます。予算決算常任委員長の仲田司朗でございます。議案第 91 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

内容は、個人所得課税の見直しで、給与所得控除、公的年金等控除を 10 万円引き下げ、個人住民税の基礎控除を同額引き上げる平成 30 年税制改正に伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるものです。また、軽減判定所得基準の見直しに合わせた公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税特例の規定整備をするものです。

なお、この条例の適用は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第92号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第92号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第92号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

内容は、地方税法の改正により特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるもので、この条例の施行は令和3年1月1日からでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、南部町督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第93号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）についてであります。

内容は、指定管理者となる団体は特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブで、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第94号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場、南部町民運動場）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

- 予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場、南部町民運動場）についてであります。

内容は、指定管理者となる団体は特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブで、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

- 議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場、南部町民運動場）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第95号

- 議長（景山 浩君） 日程第7、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

- 予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）でございます。

内容は、指定管理者となる団体は株式会社TKSSで、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

- 議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第96号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター）であります。

内容は、指定管理者となる団体は南さいはく地域振興協議会で、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、施設に光熱水費の支払いを協議会職員がしているため、二重の手間がかかっている。施設の管理については町が一括して管理すべきという立場から反対だと。

賛成の意見でございますが、町直営管理をすれば利用者にとって鍵の使用、返却等二度手間になってしまう。利用者を優先に考えるならこのまま指定管理をすることがよいということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第96号の公の施設の指定管理について、これ山村広場ですけども、反対いたします。

反対理由は先ほど委員長が述べてくださったように、指定管理料の多くは保守、維持管理の委託料とか、いわゆる管理者手当とか、通信の運搬費、保険料等なんです。これあとの2つの施設にも言えることなんですけれども、結果として人件費が、例えば山村広場の場合は委託料57万に対して人件費が22万5,000円って上がっておりますが、本来であればこういうこと細かにするのではなくて、一括管理してしたほうが効率的やというふうに思うわけなんです。それで、この結果、この人件費や光熱費を誰が計算してるかということ、集落支援員である職員等が行ってるわけですね。

委員会の中では、集落支援員はこれだけの仕事しているわけではないとおっしゃるんですけども、本当に地域振興協議会が集落等、まちづくりやその拠点になっていくというのであれば、このような管理を、細々とした計算ですよ、こういうことはやっぱり一括管理をして町がちゃんとしたほうが効率的やというふうに思います。

それで、委員会の中で出た鍵をもらいに行くことから考え、住民から見たらこっちにあるほうが、振興協議会のほうが便利だということなんですけども、それは直営であっても何らかの形でできると思いますので、そこは工夫次第やというふうに思います。

そういう意味でいえば、次の2つの点についても一緒なんですけども、やっぱり一括管理をしてきちっと地域振興協議会には本来の仕事してもらおうじゃないかという立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この議案の第96号の山村広場、東長田の交流ふれあいセンターについては、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会のときでもお話が、討論もさせてもらったんですけど、先ほど真壁議員のほうからあったように、指定管理を受ければ電気代とか含めて全ての施設の管理をしていくということが指定管理のものなんですけども、先ほどあった集落支援員が本来の仕事ということなんですけども、南さいはくにおいては今現在職員が8名おられて、そのうちの2人が集落支援員ということで、この方々、集落支援員の方は地域の見守りや、そして課題の解決のほうに向けて、中心に仕事をして

おられる。そして、そのほかの方は経理とか、そしてこの指定管理に関わる場所を管理をしたり掃除をしたりというようなことも対応しておられるというような現状であります。

あわせて、町が一括管理をすればというような話も出ておりましたけれど、町の一括管理によって、最初、さっき委員長言われたように、利用者の方は、申込みは町に、町から鍵を持っている協議会へというような二度手間、三度手間、利用する方もどこが、どこに行ったらいいのかということが非常に分かりにくい。やはり管理は一括をして1か所がやっていくというのが理想的な考え方だというふうに思っております。

南さいはくはたくさんの指定管理を受けておりますが、協議会の本意は、地域の施設は地域で守っていく、そして利用のしやすい受入れ態勢を構築していく、そういったことを基本理念として対応しておられます。このまだ1個目ですけど、第96号についてはこのまま指名指定でいくべきということで賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第97号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）であります。

内容は、指定管理者となる団体は南さいはく地域振興協議会で、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見がございました。集落支援といいながら施設管理が主となっている。本当の集落支援員の仕事がきちんとできるようにすることであり、直営にすべきだと。

賛成の意見は、南さいはく地域振興協議会では施設管理のために集落支援員以外の人を雇用しており、集落支援員は施設管理に関わっていない。雇用のためにもこのまま続けていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第97号に反対します。この内容は、青年の家の指定管理です。反対の趣旨は、町が一括管理をしてもう直営にすべきだという点です。

先ほどから同じ内容が続いているんですけども、指定管理制度というのはそもそも市町村が、自治体が直営でするよりも財政的にもその運営にも効率的だということが判断された場合に、民間の力を借りての指定管理制度というのがそもそもの出発点だと思うんですよ。私たち議会もしたらその点から、2つの点から検討せんといけんと思うんですね。

一つは、財政的にどうかといったら、今、青年の家の分が対象になっておりますので、例えば令和3年は73万8,000円って書いてあるんですけど、町が出すお金が73万4,000円で、あと施設使用料と雑収入が4,000円だっているんですよ。この73万4,000円の中身見たら管理人件費が18万ですよ。ちょっと言ってみれば、町が73万4,000円委託料出すというこの仕事するのに人件費が18万その中に入っているということですよ。これ誰が考えたって効率的ではないわけですよ。それよりも町が一括管理、施設管理をして、課でも設けてするほうが、公の施設や公共施設どうあるべきかということがはるかに計画として出しやすいというふうに私は思っているわけですよ。

まず、財政的に、雇用の問題別問題で、この金額を見た段階でいえば、何ら町が指定管理をする財政的なメリットはないということなんです。恐らく言いたいというかしたのは、そうではなくて、青年の家はそういうところ使って、振興協議会が新たなまちおこしに使ってほしいというこの中身だと思うんですよ。したらその中身に重点的に置くのであって、せっかく全額公費で集落支援員が来ているのであれば、集落支援員の立場を生かして地域での活動してもらったらいいというふうに思っているわけですよ。

それで、雇用がなくなるというので、雇用なんかなくなりませんよね。誰かしないといけないんですから、町が直営で雇用をいろんな形態でやればいいわけです。今に、住民から見たって、

直営施設の管理で不便で困ったというのはあんまり聞いたことないんですけど。えんが一のを借りたときも、ちゃんと町に連絡したらできることですからね。

私、何でも反対って言うてるのではなくて、指定管理制度そのものにはいろいろ問題あると思いますが、今回は今までやったところ取り上げたっていけないだろうというのもあって反対しませんが、この3つについてはやはりちょっと考えないといけないのかなというふうに思ってるわけですよ。

よく読んでましても、地域振興協議会でとにかく絶対管理したいというので雇用、今雇ってる人のためだけですよ。本来もっときちっと活動できるようにするために私は町が責任あると思ってますんで、これはこういうふうな管理を細々と出すよりも一括管理して効率的に行えというのが趣旨です。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この青年の家の指定管理、賛成の立場で討論させていただきます。

町とすればそれぞれの施設をそれぞれに出していくのは、これはこの議案でやっていかなくちゃいけない。当然のことなんです。それを細々するのは、町としては当たり前。それを南さいはくが一括をして受けている。これで全ては丸く収まるのではないかなというふうに思いますし、それから指定管理料73万4,000円のうちの管理費が18万4,000円。1年間の金額ですよ。18万4,000円の人件費、これが高いとは私は全く思わないし、協議会としては本当に安い金額で自分たちの施設を守っていきこう。そして使用料が4,000円となっています。これは地元の方が使うから、このときには使用料は無料ですよ、町の施設ですからと。それ以外に目的外で使われたときのことが4,000円分です。それだけ地元の方はその青年の家を自分たちの拠点であるということで利用をしていただいている。それを、全体を見ている南さいはくが受けることが、何が反対なのか私にはよく分かりません。

考えるべきこと。これはお願いですけど、農山村広場も、それから青年の家も非常に耐用年数を過ぎていて、老朽化している、また、施設も危険性もある、そういったところを町とすれば十分にこれから検討していただきたいということもお願いして、賛成の立場の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）を採決いたします。

す。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第98号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）であります。

内容は、指定管理者となる団体は南さいはく地域振興協議会で、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見がございました。施設管理をすることが協議会の仕事になっていると。施設管理をする職員は町が直接雇用すべきだ。

賛成の意見は、施設を使用されている方はほとんどが地元の方々と、利用者との交流を考えると地元で管理していただくのが理想である。公の施設の管理については、町職員のみならず広く町民の皆さんに関わっていただきたい。そういう意味では代表される指定管理者なので賛成したいということでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第98号、上長田会館の指定管理です。同じ理由です。何回も言っておりますけども、南さいはく振興協議会にするのがいけんと言うてん違うんです。ここに指定管理制度を適用するのはやめさせたほうがいいと言っています。

理由は何回も言ってるように、そうはいつでも財政効率という立場から考えた場合、執行する

予算が七十何万で人件費23万というのは、これはちょっと町の在り方としてあり得ないというのが一つと、もう一つは、だから安けりゃ、どこが高いのかとって、結果として地元は高くなってないんですよ。全体から見たら南部町というのは公共施設が多過ぎて、今からどうしていかって考えていくわけですよ。遅いぐらいです。

板井議員がおっしゃるように青年の家って古いんだけど、それがなかなか手についていないというの、一つは指定管理を出して、その管理そのものを町がしっかりと責任持って、私は指定管理したがゆえにそういう後回しになってる例があるなというふうに思っているわけなんです。その施設に責任を持つという立場からもきちっと一括管理して、この際やっぱり絶対せんといけんと思いますよ。国も言ってきてますからね。そういう私は、課のどっかにそういう分つくって、どうあるべきかということを検討していかんといけんという時期にもう来ておりますから特に余計言ってるんで、このときにもう指定管理を出すのはよくないんじゃないかということを行っています。

それと同時に、直営になって全部正規職員でやれなんて言うておりません。やりたかったら直営に、町が管理して、こういう光熱水費とか人件費の計算とか役場でやっておいて、あとはどっかに清掃とか出すということいっぱいあり得るんですから、それを南さいはく振興協議会に出すということあり得ると思うし、雇用がなくなるということでは全然関係ないと思っております。

言っておりますのは、こういうところについての指定管理制度については見直すべきだという立場から反対をしているということですので、くれぐれも南さいはくがけしからんとかそういうことではありませんので、御注意して賛成討論を構成してください。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田です。不勉強なところもあって指定管理とかそういうところの深いところまではちょっと私は分からないので、利用者としてのちょっと立場で、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

私も施設を利用したことがあるんですが、やはり地元の方というか、その振興協議会とか顔見知りのところに行ったほうがすごく気が楽だというのは多分に思ったことがあります。やはり地元の施設ですので、使われるのは大半が地元の住民の方だとは思っています。そこで、今までの経緯もあり、人との交流というのがありますので、やはり私は地元の施設は地元の振興協議会さんが管理運営して、これからもっと利用していかれるのを願い、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第99号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）であります。

内容は、指定管理者となる団体はあいみ富有の里地域振興協議会で、指定期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の意見がございましたので申し上げます。新たに指定管理となる物件だが、町が直接管理していた物件なのでそのまま続けるべきだと考える。施設管理者制度の導入は、民間活用により効率的、経済的、財政的効果が求められるが、南部町の指定管理はそのようになっていない。町が責任を持って管理し、使いやすくする工夫をする。その検討を待ってからでもよいので、あえて今この施設を指定管理する必要はない。

賛成の御意見でございますが、隣のえぷろんも指定管理施設だが、利用者の声として、フレンドリーに相談しやすくなった、細かい管理をしてくれるようになったという声も聞かれていますので、決して悪いものではない。会長の任期とか、また一足飛びに3年契約ということを懸念されて今回は2年契約と聞いている。地元の方の管理が現実的だと思うので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この賀野交流拠点ですけれども、要するにこれはえんがーのこのことです。もともとこれは現在も町が直営で管理しているんで、来年の4月からこれ指定管理ということになるわけですが、これは町がこのまま指定管理を続けるべき物件である、そういうふうに考えます。

それと、もう一点。これ以前から富有の里の関係者の方から、この指定管理の物件に当たっては引き受けたくない、メリットはない、余分なものを引き受けるだけだというふうに、そういった意見を聞いております。今回、町のほうがこの物件を指定管理に出すというよりも、これは押しつけるに当たるんじゃないかと思えます。そういった意見から反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 賛成の立場で討論させていただきます。

まず最初に、指定管理について私の基本的な考え方なんですけども、町の公の施設というのは町民皆さんのものなので、管理については広く町民の皆さんに関わってほしいという考え方があります。今、議案に上がっておりますのはえんがーでございます。

まず、えんがーの特徴ですけども、ここは地元農産物の活用と販売に力を入れながら地域の活性化に寄与しているという特徴があります。ちょっと具体的に言いますと、パッチェリービーさんが入っておられまして、そこでは地元、町内の農産物を活用したジェラート作っていただいて、多くのお客さんに来ていただきます。そしてそのお客さんには地元野菜を買っていただくという好循環が生まれております。さらには、地域の子供たちを中心に季節のイベント、ちまき作りやイルミネーションなど様々なイベントが開催されておりますが、その中心的役割を担っておられるのが富有の里地域振興協議会であります。このえんがーの施設と機能を持つ、様々な機能をフルに引き出していただけるとは、やはりこの地元になじんだ振興協議会さんだと思っております。

私も先日、宮協会長さんにちょっとお話を伺いましたけども、パッチェリービーさんや塾のほうとも連携しながら頑張りたいと思えます。そして、地域の方、または利用者の方々が期待していることが何よりもうれしいので、頑張りたいと思えますというお言葉をいただいております。ぜひここはこの2年間、頑張っていたきたいと思えます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第100号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）であります。

内容は、指定管理者となる団体は緑水湖ふれあい市運営委員会で、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第101号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）であります。

内容は、指定管理者となる団体は公益社団法人青年海外協力協会で、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第102号

○議長（景山 浩君） 日程第14、議案第102号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第102号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）でございます。

内容は、事業の実績確定による償還金、10月18日執行の議会議員選挙による議員確定に伴

う報酬減額、新型コロナウイルス感染拡大によりできなかった事業の減額、自立支援介護給付事業の実績による増額、法勝寺中学校外壁改修事業、法勝寺電車ジオラマ制作事業費の増額等7,857万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,769万6,000円とするものでございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対の御意見がございました。持続化給付金について、他の自治体では国の制度に上乘せするという形で作られているが、南部町だけ制度が違って、制度設計の時点から考え方が間違っている。持続化給付金は今の段階で国も南部町版も住民の実態に合っていない。対象者に網羅ができていない対策だと思う。コロナ対策についての支援の仕方は焦点が合っておらず、抜本的に変えるべきで、感染予防と住民の生活支援の立場に戻るべきで反対だと。

賛成の意見でございますが、南部町版持続化給付金は50%に影響しなかった人、国の制度外の人をフォローするもので、より広い人に手当てしていくことです。また、減額した予算も他に使うことなので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。今回の補正予算、一般会計補正予算、反対の立場から討論をさせていただきます。

委員会のほうでも言いましたけれども、今回1点だけ。特に問題視しているのは南部町版持続化給付金制度についてです。これも委員会のときに言いましたけれども、ほかの自治体ではこういう組み方をしているところは南部町ぐらいです。基本的にこれ考え方が間違ってるだろうというふうに私言いました。

もう一点、これ委員会の中で言わなかった点ももう一点あります。今回1,500万円を計上されてたんですけども、結局1,000万円減らしてしまった。つまり、これは当初この1,500万円分の要請があるだろうって踏んでいたにもかかわらず、結局3分の1しか来なかった。この考え方が、この計算の仕方、そもそも間違いだったのではないのでしょうか。

以上の点から反対の意見とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第102号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）、賛成する立場で討論を行います。

先ほど反対理由で、南部町版持続化給付金、予算額1,500万を1,000万円を減額するのはいけないというふうに言われましたけれども、上乘せの部分ということと、やはり制度に対象とならない人をフォローしていくという考え方は全く違うことであって、考え方が間違ってるということじゃないと思います。国の持続化給付金は前年度比で50%減の事業者を対象としましたが、町はこのたび30%から50%未満の方を対象とした場合は20万円、15パーから30%の減額の場合は10万円という予算を組みました。町の独自政策として、さっきも言いましたが、国の50%に該当しない人を救っていかうという考えでございます。

同様に、特別給付金、1人10万円が支給になりました。この対象者は今年の令和2年の4月の27日までに生まれている人を対象とした、これは国の制度です。しかし、私、一般質問でも行いましたが、それ以降にやはり、4月の28日に生まれた人には10万円はないのかということとはちょっと不都合ではないか。やっぱり国の制度として期限を決められますが、やっぱり町の施策としてやっていくべきではないかというふうに町長に言いましたが、結果的に今年度に生まれた子供さんには1人10万円を支給すると。町の独自の施策として今、実施されているところです。何が言いたいかというと、子供の数は、例年ですので今年生まれる子供さんの数は40人から50人、60人というふうに予想がつきます。

しかし、この持続化給付金の対象となる事業者はなかなか予想ができにくいといえますか、20万と10万で、30万で1,500万ですけど、50、50の100社ぐらいを町としては見込んだのではないかと思いますけども、国の50%減の請求する事業者のほうが多くて、結果的に町のこの南部町版持続化給付金の対象者というのは少なかったということでございます。決して制度が間違っていたのではないというふうに考えております。

そして、この1,000万減額としますが、これは決して国のほうに返していくということではなくて、繰越して次の事業の財源に使っていくということでございますので、町も、町の担当課も、本当このコロナという突然降って湧いた災いに一生懸命短時間の中でこういう事業を組んでいきましたので、決して反対理由ではないということを申し上げまして私の賛成意見とします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。私もこの補正予算なんですけども反対なんです。1点は先ほど加藤議員が反対、それから荊尾議員が賛成討論されました。私もこのことについて反対の理由であります。

一つは、一般質問でも同僚議員がした中で、町長いわくコロナが影響なのかどうかのということに大変こだわっておられました。これも提案の理由の中で、新型コロナウイルスの影響で、感染でそういうことが載ってるわけなんです。私は、それを影響があったのかなかったのか、これ判断する尺度はありません。特に今の状況見ますと、コロナの感染がどんどん広がってる中、町内はそうでもないですが、しかし、そういう中で全般的に事業者の営業は大変な状況であります。そういうことから、事業者がこの町から、とても経営がうまくいかないんで、このせいで店をやめるとか、あるいは事業をやめるといようなことがあったら大変な、町民にとっては大きな影響です。そういう中から本当に町民の立場に立ってやるんだという行政の、町のトップの姿勢が十分反映できたのかどうか。

私は、これは農家の人にも聞いたんですけども、そういうことは知らなかったということ。広報がしたという具合に載ってるんですけど、しかし、その手続がペーパーで申請ではなくて、全てパソコンなんですね。高齢の事業者の人はなかなかそれが操作ができないという状況です。そういうことであれば町が本当に広報して、困っておられる方はどうぞ相談してくださいという立場に立つべきだということを指摘して反対するものであります。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束です。議案第102号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）についてですが、賛成の立場で申し上げたいと思います。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、当初計画した様々な行事、事業が中止や内容縮小、変更などで予算の減額等、これは致し方ないかなというふうに私は思うところがございます。収入の町税の落ち込み、減額についても新型コロナの影響が出ておって残念でありますけれども、致し方ないところかなというふうに考えております。

一方、今、必要な予算として、委員長報告にもございましたが、不足が生じた障がい者への自立支援介護給付、これの増額、それからふるさと寄付金事業返礼品への増額、新たな子どもの居場所づくり推進モデル事業の取組、法勝寺中学校、これも御報告ありましたが、外壁の剝落改修工事は安全上、緊急を要するもの、こういうようなものとなっております、どれも必要なものであるというふうに考えます。

反対御意見にございました南部町版持続化給付金についてでございますけれど、荊尾議員も言われましたように国の50%以上の影響が出た事業者への持続化給付は、町内事業者も申請すれば当然給付金を支給されますけれども、50%に満たないそれ以下の方であれば何も救済措置がない。こういうことから、南部町の議会でも指摘して、緊急性の高い補正予算として組んだものでございます。この時点での対応は評価すべきものであったというふうに考えております。

実績として、先ほどもありましたが、申請件数が少なかったわけですけれど、この制度で十分な予算を組んであり、よかったのではないかなというふうに思います。この制度がなければとても残念な結果につながったのではないかなというふうに思います。残額は若干多くございますが、先ほどもありましたように国に返還するわけでございませぬ。繰り越して別の事業、こういうものに使用可能、こういうことから有効に生かせる、こういうふうに考えます。

以上のことから、議案第102号の令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）について、私は賛成するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第102号の今回の補正予算（第8号）に反対します。

今回の補正予算は、追加7,857万9,000円、お金がどこから来るのかなと思ったら、繰越金を5,000万ぐらい入れてやってきています。中身について言えば、先ほど長束議員がおっしゃったように一番大きいところでは障がい者の自立支援が4,200万、法勝寺中学校の改修が約2,200万、次に大きいのが償還金の1,400万と、それぞれ町の行政動かしていくのに補正予算で組まれてる内容というのはこういう使われ方していくんだらうということで私は肯定的に見てるところです。

今回、なぜ私たちが反対をして意見を言ってるかというのと、やっぱり一番大きなところは亀尾議員も言ったんですけども、町が今回、コロナ対策をどう見ているのかという点でやはり意見を言っておかなければいけないだろうという判断したということです。

説明の中でも、5億何がしの交付金が入ってきたわけですね。この今回の令和2年度というのはほとんど当初から、3月議会の頃から、もう予算立てる前からコロナ問題が出ていたから、コロナの年、明け暮れたという年だと思いませんか。臨時議会もほぼコロナですね。こんなにコロナの対策が、第一次、第二次と補正予算が組まれ、次、第三次も言われていますけれど、そのときに国がどんなふうに捉えてて、町がこのコロナ対策で来る交付金ってどういう性格のものなのかということ、やはりその捉え方によって各自治体の取組は違うんだなということ

痛感させられたというふうに私は思っています。

どういうふうに影響見るかっていったら、残念ながらうちの町ではコロナの影響まだないので、そんなに言って大きな影響力がないのではないかということをもしかしたら町全体も議員たちも含めて、私も含めて思ってるのではないかというふうにずっと感じていました。ところが、動いてみたらそうでもなかったというのが私の実感なんですよ。

補正予算でもどんなふうになるんだろうと思ってたら、やっぱり一番関心持ったのは法人税の減額ですよ、3分の1が減ってきた。恐らく課長の話では来年度もっとひどくなるのではないかな。もうそういう予測したことが今回新聞でも書かれてるわけですよ。景気はよくなるどころか、もう続くだろうと。言ってみれば、一次、二次も巨額のお金が出るというのは、政府自体が、今の日本経済がコロナで半ば壊されてきているというふうに見ているほうが正確ではないかと思うんです。そういう中でコロナのお金が出たときに、感染予防と命を暮らすためにどういうふうに使っていくのかということがどこの議会でも全国で町長発してやられてるところではないかというふうに思うんですよ。

今回、出てきたのが、今持続化給付金が、1,500万が1,000万減らされた。なるほど、おっしゃるように国の制度に乗らなかった分をするというのは、これは大賛成ですね、私たちも。本来国が救済すればええのにしたと。15%から50%未満のところを見たんだとこう言うんですけども、やっぱり中身を見る限りでは、持続化給付金つくった制度はいいと思うんですけども、これが予算のときに3分の2を減額してくるといいうとき、実態これが本当に間に合ってるのかって見た場合、例えば商工会の資料では250件ぐらいに案内出したけれども、全体から見たら61件相談があって、61件の方々が本当に受けたかどうか分からないという現状なんですよ。

それで、そしたら、でもそれにもかかわらず説明は、国のほうにたくさん回ったのでこっちには来なかったというんですけど、そしたら町内の持続化給付金何件受けたのって12件って言ってましたよね。100件にも行ってないんですよ。これが本当に持続化給付金を国の制度も町の制度も使って、必要などのお金が行ったことになるんだろうか。もしかしたら中身が、大半の方がうちはコロナのせいじゃないけんもらわんでええわと思ってる方が大きいと思うんですよ。それをどう見るかですよ。

今日の新聞には、鳥取市長が、農業版の持続化給付金が、議員に説明求められて言ってることは、前農水大臣のおっしゃるとおりで、これを知らないままに農家の方がもらえなくなったら大変なので、農協と相談して市も動くということ言ってるんですよ。私が思うのは、やはり町が、

このコロナ対策のお金が、国がどういう立場で使えって言ってきてるのか、実態をどう把握するのかというところで、その2つが欠けているのではないかというふうに思いました。

企画のほうも頑張ってお得に泊まろうとかキャッシュレスとかやったんですけども、計画立てたもののお金はなかなか動かないんですよね。無理ないと思うんですよ。GoToキャンペーン乗ったっていいですけど、GoToキャンペーン本体は感染が収まってからするという予定を動かしたんですから、こんなのが道理に合うわけもなく、使う方がたくさんいるということになりますよ。もう全国どこでも同じようだと思いますよ。そういうところを見ないで、やはり町とすればこういうふうに来たお金を町の現状見てどんなふうにするかということをしなくてはいけんじゃないかと思うんですよ。

しつこく言って申し訳ないですが、例えば大山町は農作業省力化支援交付金というのを、この交付金使って、町長がそれがコロナと関係あるんかとおっしゃってましたけども、草刈り機に支援を出したところ、今回追加補正するというんですよ。どんな仕組みって聞いたら、とにかく今草刈りが一番大変だ、農業者がって言うんですね。大山町はそれをコロナ対策で持っていってしてるんですよ。うちの町はそれがコロナかいなって行ってそういうの取組まないんですよ。そこの違いですよ。おっしゃってるには、今、農家が一番困ってるの草刈りだといってしたところ、半額助成したらたくさん応募があって、打切りではなくて追加補正出すというんですよ。これに飛びついた日吉津村の農業委員会の会長が、そんなええことしてるんだたらうちもやりたいわといって村に働きかけたところ、日吉津はこれはコロナ対策ではないので一般財源からというんですけど、どこもコロナ対策のこのお金どう使うかというところでどう見るか、住民の暮らしや経営どう見るかということが問われてきてると思います。

そういう点では、今回お金も残すというんですけども、今後のコロナ対策を、住民の暮らしを、経営守る立場からと、コロナ対策というのは、今、政府が言ってるのは、なべての方々がコロナの影響受けてるという立場でこの交付金使ってるということを頭に置いて今度組んでいただきたい、このことを指摘しまして反対といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。だらだらと反対意見を述べられましたけれども、先ほど来、荊尾議員や長束議員が言われたとおりでして、特に持続化交付金については二次補正、国の補正が来た段階からどういう事業申請をしていくのかということをいろいろな方面に、飲食業の人、観光の人、いろんなどころに振り分けて申請をしようとした金より大きな申請がされた

と思います。いろんなことを考えられたと思います。その中で十分に効果が発揮できなかった事業もあったと思いますけれども、これは幅広く皆さんに支援していこうという考え方の下であっただろうと思っています。申請についても、どなたがどれだけ申請されるのか、50%以上がどれぐらいで、以下がどれぐらいでという予測が大変困難なことだと思っていますし、今回の1,000万の減額補正は掌握がしにくかった結果だというふうに思っていますし、基本はやっぱり50%未満の方にぜひというところが組まれた予算額だと思っています。

また、申請についても、企画政策課ですか、持続化交付金はね。十分にこの申請の手伝いはされていますし、パソコンができない方でも、困難な方でも御指導しておられたということも聞いておりますので、知らん顔しとったということではなくて、役場の職員ははじめそういう姿勢は買っていくべきだというふうに思っています。

真壁さんが言われた反対討論の中に逐一逆の論を申し上げませんが、やっぱりそういう広い方にコロナ対策をしてきた町の姿勢というのは、私は十分に考えていくべきだと思いますし、余ったというか減額になった金額も、またさらなる使い方を考えていただきまして、有効に使っていただくことを期待いたしまして、この補正予算については賛成したいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者ですね。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今回の補正予算、各議員さんが言われたとおりでございまして、中身も大事な、長束議員等が詳しく言われました。そのとおりです。

また、一番問題になったのは、持続化給付金の1,000万の減額の問題でして、実態が、結果がそうですけれども、これが継続できるということになれば、南部町でこの影響が、今、法人税が減額になったらそれなりの、やっぱ勤めておられる方が、影響があろうと思います。南部町でもその一番大事な第一次産業が、そういうのがまだ見えてないかもしれませんが、影響があろうと思います。そんなのに次はこの1,000万がまだ使えるって聞く。私、その委員会ちょっとある事情で欠席しておりましたけれども、継続できるということをお聞きしました。ならば、これはあとは町長の政策、また企画監の企画の政策でして、この第一次産業、南部町で一番大事な第一次産業にこれらを活用できることをぜひとも期待いたし、ぜひともしていただきたいことを、こういう財源がありますので、それでもこの補正でそういう財源ができましたので、今度の予算の通常、当初予算でもいいし、臨時議会でもいいんですので出していただくことを期待いたしまして、これは賛成いたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第102号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を入れたいと思います。再開は10時25分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時25分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第15 議案第103号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第103号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第103号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

内容は、平成30年度税制改正に伴う国民健康保険システムの改修費の増額、運営協議会の開催回数が増による報酬の増額で16万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,140万3,000円とするものであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第103号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第104号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第104号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第104号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

内容は、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修費の増額62万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,892万7,000円とするものであります。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第104号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第105号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第105号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第105号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）であります。

内容は、CTのリース契約切替えに伴う経費、電子カルテ更新に伴う繰越し、特別減収対策事業債の活用、オンライン資格確認の導入に伴う経費、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用等でございます。収益的収入及び支出で2,000万円を増額し、25億2,524万7,000円。資本的収入及び支出では1億5,588万8,000円減額し、2億2,365万4,000円とするものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第105号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第106号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第106号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第

106号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議についてであります。

内容は、不燃物処理施設の設置及び管理運営については、境港市を除く市町村の共同処理事務としていましたが、境港市を含む全ての構成市町村が広域処理に参画することになったため、組合規約の改正を行うものでございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第106号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第107号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第107号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第107号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。

内容は、非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務と消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務を鳥取県町村総合事務組合が行うための規約改正でございます。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第107号、鳥取県町村総合事務組合理約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 陳情第8号

○議長（景山 浩君） 日程第20、陳情第8号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山でございます。陳情第8号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情でございます。

総務経済常任委員会をもって審査の結果、賛成少数で不採択と決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、まず最初に否の理由でございますが、日米地位協定の抜本的見直しに関する意見書については、平成31年3月議会において議決、既に提出しており、そこからあまり期間が経過していない。また、新型コロナウイルスを踏まえた意見書については、関係知事が既に提出しているため、様子を見るべきである。

可の理由といたしましては、アメリカ軍人・軍属が自由に出入国する状況、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により練習空域が変わっている状況などを勘案すると、提言として取り上げるべき。新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的見直しに関する意見書として上げるべきであるという意見でございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情第8号の件について、総務常任委員長に2点について質問い

たします。

各議員の元に陳情の用紙が配られてきたときに、ホッチキスで陳情に当たって意見陳述の場設定についての要望書というのも一緒に上がってありました。陳情者の沖縄と連帯するっとりの会の方々ですか、この方々が関係機関に意見書提出を陳情してくれて言ってるんですけども、陳情者の意見を述べさせていただく場をつくってほしいというふうに同日付で要望されていたんですけども、委員会ではこれをどんなふうに審査されて、結果としてこの陳述の場所がなかったわけですね。どうしたのかと。以前には陳述者も来られて、私も勉強したいと思って傍聴に行かせてもらいましたが、これはこんなふうに来てるのどうなっているのかということですね。

なぜそういうこと聞かかといいますと、私たちはこれまでも議会改革を、特別委員会なども立ち上げて議会が幅広く住民の声を聴いたりとか、議会の活性化に努めようと努力してきたところなんです。今回の10月に行われた私たちの選挙では無投票となって、町民からももっと選挙せんといけなかったのではないかとというようなこともあって、恐らくほかの議員の方々も襟を正してやらんといけんと思ったと思うんですよ。そのときに意見陳述をしたいと、議会に出向きたいと言ってることを閉ざす必要はあるのかということですね。その意味を聞きたいのが一つです。

もう一つは、先ほどもお話聞いてたら、否決した理由は、平成31年の3月議会で一回上げているので、時間もたっていないから上げんでもいいんじゃないかってなったということは、この趣旨に反対ではないということなんですか。そこをちょっとはっきりさせてくれませんか。そういう意見でしたというのであれば、仮に中身分かったけれども、31年に上げてんから、間はないからほな上げんところという趣旨採択しても、国に言うのはやめませんかって話合いをしたのかなというんだったら分かるけれども、そのことが否決になるという理由が分からんのですよ。まして、今までの議会の中見てましても、任期はそれぞれ4年ですから4年に1回の新しい議会の議員が構成されるわけです。そのときに国の主要な問題について新しい議会にそれが聞きたいということでこういうふうに住民の方々から陳情もあったわけで、それをそれなりに真摯に応えてきていたのではないかとと思うんですけども、それが理由というのはちょっと解せないんですけども、それについてはどんなふうに話し合われたのでしょうか。以上、2点です。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。質問にお答えいたします。

第1点目でございますが、陳情者からの陳述についてでございます。審査に入りました冒頭に、

私のほうから皆様に陳情者からの陳述はいかがでしょうかとお伺いを立てております、必要でしょうか。2度目も聞いておりますが、皆さんから何の、必要であるというような返事がございませんでしたので、審査に入らせていただきました。

2点目でございますが、趣旨採択のことを少し言われましたけども、2点目の分につきましては私がちょっと情報提供をいたしまして、全国知事会の提言ではないんですけども、渉外担当みたいな知事会がございまして、それらがそのコロナに関する提言書を提出しておるということを申しております。渉外関係主要都道府県知事連絡協議会ですね。コロナ関係の提言をしているということで情報提供しております。そのこともあったと思いますけども、あまりにも短いのではないかというのが大きな意見だったというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの意見陳述者からの陳述はいかがでしょうかって聞いたけれども、必要かどうかという点では、委員会の中では必要だという意見が出なかったからしなかったということでしょうか。そのことについて言えば、後から討論で状況の説明も出てくると思うんですけども、捉え方がちょっと違うのではないかなと思うんです。例えば意見陳述とかするときには、きちっと意見陳述どうしますかということで、それぞれの委員にしっかりと意見を聞いてやってほしかったなと思うんですけども、認識とすれば全会、全員一致で必要でないというふうに認めたというふうに委員長が思っておられるのかということなんです。

それと、もう一つの期限を延ばすという、期限が短いからいいのではないかということ、いわゆる渉外知事会ですね、県の全国知事会の渉外知事会のほうがコロナの提起をしているということですよ。なるほど、コロナ提起しているんですよ。少なくとも検疫については国内のルールを守ってくれというようなことを言ってるわけで、そういうこと言ってるからいいじゃないかということで、委員会の多数としてはその渉外知事会の態度は是認しているということですよ。そういうふうにとったら何ら反対することに結びつかへんと思うんですけども、どんな討論になったんでしょうか。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山です。1点目の陳述の件ですけども、お聞きして委員の皆さんから何の反応もなかったということでございますので、そのまま審査のほうに入らせていただきました。その中でも待つということはございませんでしたので、申し訳ございませんけども審査に入ったということでございます。

2点目は、先ほど申し上げたとおりでございますが、そんなにどんどん次々と出すべきではな

かろうかというような意見も出ております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今回、陳情第8号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情、これは採択するべきだったという立場からの意見を述べさせていただきます。

前回、全会一致で全国知事会も決めている日米地位協定を見直すという部分と、今回新たに出されてきている新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組む、これはそもそも根本的に物が違ってます。その理由は一体何なのか、それはコロナ禍が原因に入っているからです。

特に一番問題になってるのは、委員会でも述べましたけれども、米軍関係の人間が国内を移動しても日本政府は把握することができないというのが、それが一番大きな問題です。コロナに感染しているか分からない、そういった米軍関係者が日本国内を自由に移動している。これが大きな問題で、あと米軍関係者が米軍基地の外で夜中パーティーをやっていた、マスクもつけないで、こういった報道もあります。一部報道では、沖縄県において今回新型コロナウイルス感染者が拡大した理由の1点はこれが原因ではないか、こういうふうに述べられておられます。

また、今回、全国知事会がこれを通したわけではないという部分ですけれども、当然ながらこれ緊急性が要したので、全国知事会ではなく関係知事の方だけで今回この提言を行っています。

それと、もう一点、今回委員会の中で、私、一番最初に意見を述べさせていただいたんですけども、これ委員長のほうから意見陳述の要望が来ているけれどもということで、私、意見述べさせてもらったんですが、私、意見の頭にこの陳情の要望を、要望に対する意見であるとも、それから終わった後にもこの陳情に関する要望を言ったつもりというふうな発言もしなかったものですから、私の一番最初の意見はこの陳情に対する採択か不採択か、採択のほうの立場で述べたものだろうというふうにどうも委員長、勘違いされたみたいで、これ私が、言い方が悪かった部分があるんですけども、今回のこの陳情第8号の分ですけれども、最終的に採択、不採択にかかわらず、もう一度陳情の場をどこかの機会を持っていただきたい、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 日米地位協定という大変大きなテーマでございます。

今回、コロナ禍のって書いてありますけども、本質は日米地位協定を抜本的に見直してほしいということなんだろうと思います。全国知事会が2018年の7月に地位協定の抜本的見直しを提言をしているということが書いてありますけども、結論から言うと抜本的な見直しというのは今の状態では不可能だと思います。その上で、日米地位協定というものを私の私見も入れてもろ手を挙げて歓迎しているものでもまたないわけです。そういうふうにとっていただきながら議論をしていきたいと思います。

まず、基地の周辺に住んでおられる方の不平不満、これはどこが受けるかという日米合同委員会というものなんです。月に2回、年間20回ぐらい開催されていますが、沖縄の北部訓練場が返還されたのも、また、飛行ルートとか騒音とか、そういったものもこの合同委員会に係ってくるわけです。あと、地位協定がほかの地位協定と比べてどうなるか、不平等なんじゃないかという部分もよく言われるところなんです。日本とジブチ政府というのが日本・ジブチ地位協定というのを結んでます。ソマリア沖の海賊対処をしているところですね。その内容も基本的には同じもので、例えば自衛隊員が公務中事故を起こしたら、これはジブチの法律ではなくて日本の法律で裁かれます。しかし、抜本的な見直しということにはちょっとならないと思います。この意見書にあるように、60年間一度も改正されず、今日に至っていると指摘されていますが、なぜそうなのかを皆さんと一緒に考えてみたいと思いますよ。

よく同じ敗戦国のドイツと比べられますが、ドイツとアメリカはNATOという対等の軍事同盟を結び、助け合うことを約束しております。アメリカの軍用機が勝手にドイツの空を飛んだりすることはできません。全てドイツの許可を取らなきゃいけません。許可制になっているんです。

では、我が国とアメリカの関係はどうでしょうか。60年前改正された新日米安保の第5条、短いのでちょっと読んでみますけど、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」これはアメリカが困ったら日本は助けに行きますよということは書いてありません。日本の施政における範囲において、日本が困ったときにはアメリカは助けに来なければいけないという対等の条約内容では実はないんですね。

そして、第6条に、そのために、ちょっと省略しますが、重要なとこだけ言いますよ。「合衆

国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」つまり、守ってあげるけども自由に使わせてちょうだいねという内容なんです。分かりますでしょうか。（「分かった」と呼ぶ者あり）

何でこういう内容になっているのかの前にもう一つ、ちょっといい機会ですので私見を述べさせていただきます。私が自民党国防委員会の国会議員によく提言することなんですが、この間バイデン大統領が電話してきました。私の家にはではないですよ。総理大臣のところまで電話をしてきて、尖閣諸島は先ほど言ったこの第5条の範疇に入るんだということを言ったんです。私は大きな声で言うなと言ったわけです。なぜかというと、施政の範囲、尖閣諸島は入っていますが、竹島は韓国の施政権でありますし、北方領土はロシアの施政権である。つまり、ここはアメリカは知りませんよとはっきり言い切ったわけです。だからこんなもん喜んでる場合じゃないんだぞということを常日頃から国防委員会には言っているのをごさいます。

さあ、もう一度話を元に戻していきますよ。じゃあ、何でこんなことになってるかということ、1946年、GHQに押しつけられたあの憲法の9条、これが原因にあります。9条というのは……。GHQってお分かりですよ。軍人ですよ。軍人が1週間ずつくって、こういう内容でした。国権の発動たる侵略戦争はさせません。陸海空軍その他戦力も保持させません。それをそのまま出そうとしたときに、日本の政治家は、それは困るからやめてくれと言ったんですよ。せめてこの一文を入れさせてくれ。これではもう国体が維持できない、日本の未来はないんだと言い切った。そして一文だけ入れさせてもらったんですよ。「前項の目的を達するため」という一文を入れることができました。するとこうなります。侵略戦争するための陸海空軍は保持しません。その代わり自衛のための陸海空軍その他戦力は保持できるという解釈の余地が生まれます。それによって生まれたのが今日の自衛隊であります。しかし、残念ながら自衛隊の自衛権の範囲がいまだに議論されています。結局、アメリカというお母さんに守ってもらわなきゃいけないわけです。アメリカというお母さんが許可しないと、言い方が悪いですけどあめ玉一つ買うことはできません。

もし今回の意見書が、憲法9条をばっさり切り落として、正規の国軍が我が国の領土、国民を守ると明記するんなら、今回の地位協定、私も賛成しましたけど、しかし、どこ見てもそんなことは書いてない。これが私の反対理由でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 日米地位協定の見直しをいきましょうという、私は平成31年の

3月議会に上げた南部町議会の姿勢を尊重する立場でこれを一緒に上げようじゃないかということです。

先ほど白川議員が、要は日米地位協定を見直すことはもう抜本的に今の日本で無理なんだっておっしゃいましたよね。無理なんだと。それ唯一できるのは、国軍を、自衛隊じゃなくて国軍にしてと、こういうこと言っているんですね。そういうふうに言ってる自民党の議員もいらっしゃるけれども、私はどこの資料かなと、多分に世界……。ごめんなさい。かなりそういう意味で飛躍した話だなというふうに思っております。

それと、唯一聞いって一致するなと思ったのは、北方領土と竹島は日本の領土じゃないから知らんよということに黙っとくのかということについては賛成なんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それは賛成です。これはもう日本でも、言ったら右翼と共産党が一緒なこと言ってるんかというんですけども、本来日本の立場をしっかりとって、領土問題については歴史的な立場からはっきりさせるべきだということを自民党に言ってるから、それは一致するなと思っていましたが、解決の方向が全然違うなと思って聞いておりました。

日米地位協定の改定難しいのかって言いますが、ドイツは対等になってるって言うけど、ドイツも当初は一緒じゃなかったわけですよ。あの大きな戦争で、とりわけもう日本からは予想もできないぐらい桁の違う戦争犠牲者を出して、ヨーロッパ全土でドイツが当初から協定結ぶのに、条約結ぶのにアメリカと対等なんてできたわけじゃないんですよ。それは日本よりもそういう意味でいえば国際的に大きな影響もたらしたもう有名なナチスの問題ありますよね。そこでは厳しくされたんですけども、どうかということこれまでに3回の見直しがあったって言ってますよね。その見直しの中で、やはりドイツが国際的に復帰するための戦争での平和の問題とか、経済協力の問題とか、国としての在り方を示していく中で、それが国際世論と一緒に変わってきたという点ですね。

どこが違うか、唯一違うのは、ドイツというのは、その地位を確保するためには、いまだかつて、いまだにもあのナチス・ドイツについてはそれを悪かったと、ヨーロッパ全土と国際的に言わなければ維持できないということがあるわけなんですよ。何でできてきたかということ、ドイツが対等にしてきたというのは、国際世論に押されて対等にしてきたという歴史があるんですよ。そこは日本と違うなというふうに思っております。

それで、日米地位協定は難しいかということ決して難しいことでなくて、日米安保条約に書いてあるように1年前にやめるよと言えば、どちらかが言えば1年間かかってやめるための準備していくんです。あります、フィリピンとかありましたよね。そこを国民に皆知らせてどっちがいい

のかということと、先ほど言った国を、確かにロシアとか中国とかいろんな問題があるというふうに今政府は言っておりますよね。これについても国民の中、意見が違うんですけども、もしそうであるならばこの日米安保条約と地位協定をやめたとして、日本の安全どう守っていくかということは論議していけばええと思うんですよ。そういう問題であって、今のコロナで縦横無尽にやっていることが許されるのかって、そうではないということはっきりさせとかんといけんと思うんですよ。

それで、先ほど加藤議員も言ったように今回の分で言えば、いわゆる知事、交渉ですよ。渉外部ってあるんですね、15都道府県でした。米軍基地持っている15の都道府県が集まって渉外知事会って持ってて、そこが交渉していく役になってるんですね。そこが今回コロナで少なくとも検疫を国内のルールに合わせてほしいと言ってるわけですよ。とりわけ多かったのが沖縄、先ほど言った300人以上が出ているのに、いまだ町の中を出入りしてるわけですよ。

それと、ひどかったのが京都でした。京都・京丹後市ですよ。知り合いがおるからよう分かりました。ここでもクラスターが出ても報告もしないし、住民にも知らせないということで知事が怒ったわけですよ。そういうところはテレビで見とって当然のことだろうと思ったし、日米地位協定というのはこういうところにまで及んでくるんだらうなというふうに思いました。そういう点でいえば、何ら変わりなく前回上げた日米地位協定の見直しをしていかなければこういうことが起こってくるということの事例だったのではないかというふうに私は思っています。

そして、日米地位協定でいえば、前回から30年の3月ですか、31年に上げたからもう1年も2年もたっていないんだって今、それまでもどうということ起こってるかということ、一番、先ほどの11月の終わりの28日のこれ毎日新聞では、これも知事会が声上げているのは、米軍関係者の車が、いわゆる市町村について軽自動車税や県に対する自動車税払っていないということで、これが新聞社が調査したんですよ。そしたら、1年間だけで14億3,000万円のお金が入ってきていないと、減免で。これを関係市町村渉外知事会では、それをせめて入れてくれって言ってるんです。もう財政が厳しくなって、米軍が私用ですよ、公用の場合はもちろんお金払ってるわけないからね。でも、私用でしてる部分ぐらいちゃんと払ってくださいよって、その分だけでも14億超えるんだということを言ってる、これがもう日本の大手の新聞のちゃんと1面に出てくるというようなことはやっぱり地位協定の見直しというものを、ほぼ国民の中に入ってきたということだと思ってるんですよ。そういうところであれば、私は前回上げた日米地位協定の見直しもみんなで委員会を通じて学習し合った、学んだ成果で上げてきたことを大事にしていきたいなと思っております。

ついでいえば、申し訳ないですけども、今回の委員会で話された陳述者呼ばないことや、それから前に上げたからいいだろうというのはちょっと乱暴なやり方で、私たちとすれば議会改革をして住民に理解されて、よう頑張ってるなという議会にしていこうと思う点から見たら非常に残念なやり方だなと思っているわけです。そういう意味でいえば、本来であれば反対する内容にはならないし、どういう関係動いてるのか知りませんが、どう考えたって次上げて、上げんかったら、ほな採択だけするけども国に上げるんでしょうかという相談があっただけのべきやと思うし、そういう態度取ればよかったんじゃないかと思うので、私はもう一回見直してほしいなというふうに思っております。ぜひ上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に対し、賛成者の発言を許します。

1 番、埴田光雄君。

○議員（1 番 埴田 光雄君） 1 番、埴田です。全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情について、委員長報告に賛成という立場で討論させていただきます。

このたび、陳情者であります沖縄と連帯するほとりの会さんからの陳情理由と意見書案、併せて同会の事務局長さんから頂きました沖縄が発刊された他国地位協定調査報告書と「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。」も拝見させていただきました。米軍基地が存在することによって大変な迷惑と危機感を持って生活しておられる方々が存在していることを改めて知ることができました。意見書の初めにある「基地周辺の住民の生活が平穏で安心・安全であるべき」というところは十分理解ができ、沖縄県民の皆様が国民全体の大きな負担を担っていただいていることに感謝したいと思います。

滝山総務委員長の報告にもありましたが、全国知事会の日米地位協定見直しの提言については、我が南部町も米軍基地負担軽減に関する意見書を昨年 3 月、定例議会で提出がなされていまして、さらに、新型コロナウイルス感染症対策については、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会から在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要請が令和 2 年 8 月に提出されて、米軍基地関係者から感染者が確認されると各都道府県には感染の事態を報告するよう取り決められていました。よって、このたびの陳情にあった意見書の提出については拙速であると思ひ、陳情第 8 号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情については、委員長報告に賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の意見を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。私もこの総務経済常任委員会に所属しております。

前回出して、31年の3月ですから去年か、そんな状況なんでそんなに間がないのに出す必要ないだないかという声もあったわけです。今回は新型コロナのことがあってと前回とは若干違う面も、コロナのせいもということが載ってるのは若干違うところなんです。しかし、前回でも日米地位協定の改定、これをやってほしいということを意見書として上げたんです。そのとおり国がやってるんなら出す必要ありません。しかし、全く変わらないだないですか、改定をしてくださいというのに。だから改定があるまでは何回出しても、地方自治法でこれに反対する者は、罰せるもんはないです。認められております。そういうことからいえば、やっぱり今回もこの地位協定の抜本の見直しを出すべきだと思います。

そこで、若干私、討論しますけども、国の政治は憲法を頂点とする法の体系でなされています。いわゆる日本国憲法ですね。そして、これを憲法体系といいます。これは現在の世界の体制ではなっております。しかし、日本は日米安保条約、安保体系といいます。これを最上位法として地位協定を、特例法を結んでいるわけなんです。日本の憲法が軍事によらない平和を基調としていることに対して、軍事力の存在は前提とした軍事による平和を基調として構築されています。いわゆるアメリカの傘の下に日本は入って守られるんだという状況なんです。

しかし、本当にそうでしょうか。例えて言いますと、アメリカの傘の中におったらいのか。この後出ますけども、核兵器禁止なんですね。これも日本は世界でただ一つの国が2回も原爆を落とされてるんです。日本はそれに対して、アメリカがこれに対して否定してるんで、それによって日本も言うことができない、これが日米関係の現状ではないでしょうか。

私が言いたいのは、意味はそういう概念、理念が全く違うわけなんです。そして日本の戦後史はこの2つの法体系の対立とそごによって推移してきた歴史ではないでしょうか。日米地位協定は、日本とアメリカとの相互協力及び安全保障条約第6条に基づいた施設、いわゆる物的施設、いわゆる建物とかそういうもの。

私、去年、2回沖縄に行きました。最初のときは、これは基地の今、辺野古に基地を造るんでその運動に呼応しようということで行きました。ひどいもんですね。同じ沖縄の中、道路を挟んでこちらは日本の現状の日本人が住んでおる。ところが、道路挟んで向こうには立派な建物ができてます。あれ何かと聞きましたら、ガイドさんが言ったんですけども、あれは米軍の人が住んでるところです。風呂も2つもあるそうなんです、しかも大きなのがね。何で2つも要るんです

か言ったら冗談半分であっちが、2本の足を別々に入れるんじゃないというような話もあったんです。そして、病院、それから保育園、これもきちんと整備されております。日本はどうでしょうか。なかなか入れないというような保育園にあるような現状、これを、アメリカのそういう施設を維持してるのは、日本のお金が出してるんです、いわゆる思いやり予算。こういうことがやられてるのが日米地位協定なんですよ。

私は、一つ日本の歴史を見たんですけども、米軍側の基地がありますね。それなんか日本もちろん、そして地権者も了解してないのに勝手にブルドーザーを持ち込んでならいて、そして米軍の基地にするということなんです。しかも地権者に対する借地料も、これも米軍が払っておりません。私たちの税金で思いやり予算の中から出してるんです。こういうことを、日本は本当に独立国でしょうか。私は非常に強い憤りを持ちます。

皆さん、先ほど討論の中で、反対討論の中でもあったんですが、日米合同委員会、これが設置されております。これを見ますと、一つは日本側と米軍側と出るメンバーを見ますと、何と驚いたことに日本は自衛隊があって、私はそれが正しいと思いませんけども、いわゆる軍に精通した人は一人も出ず、アメリカは全部米軍の人が出てくるんです。そういうやり方を、これが本当に公平な、対等な付き合いをやってるんだらうか。本当におかしなことです。

日本の上空、いわゆる空、そして海も全部アメリカが支配してるんです。先ほどあったんですけど、米軍が持ってる空を日本が勝手に飛行機が飛ぶことはできません、向こうの許しを得ないと。羽田飛行場なんか直に飛び立ったり降りたりしてもいいんですけど、それを許されないと大回りして着陸、そして離陸してるんです。そういうことを許していいのだろうか。

私は、日米地位協定というものは抜本的に見直して、本当に日本の国民が安心して大手を振って歩ける、そういうことをぜひやるべきと思って、日米地位協定の改定を求めるこの陳情に対しては賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第8号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたが、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（景山 浩君） 再開いたします。

日程第21 陳情第9号

○議長（景山 浩君） 日程第21、陳情第9号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山です。陳情第9号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情書。この件に関し、総務経済常任委員会で審査の結果、全員一致で採択いうことに決しましたので、報告いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この陳情、採択すべきじゃないという立場で頑張ります。

まず、この意見書にも核なき世界という言葉が出てきております。この核なき世界、いわゆる核兵器ゼロですよね。核兵器ゼロというのは人類の夢です。人類の最高の到達点であると言われております。そこまでのロードは核の保有国の軍縮ですよね、核軍縮。そして、核を持っていない非保有国やテロ組織への拡散防止、核を持つことでのデメリットの推進などなど、乗り越えなければならないテーマは実は幾つもあります。核を保有せず、核の脅威にさらされていない国は、危険極まりないので即刻禁止しろと発しているわけですが、我が国は200以上の核ミサイルが

向けられているので、全く立場が違いますよ。

少し時間を巻き戻してみますけど、終戦末期、ナチスが核兵器の研究を始めたことがきっかけでアメリカはオッペンハイマー博士を中心とするマンハッタン計画をスタートさせます。そして1945年の8月、皆さん御存じのようにこの年、2種類の核兵器を我が国に使用しました。その破壊力が各国の首長の目にどう映ったのか言うまでもありません。

その後、アメリカの仮想敵国であったソ連が保有します。ソ連が持ったことで中国、そして中国と仲の悪いインドが保有します。インドが持ったことでパキスタンまで保有するようになった。冷戦時代はまさに核の拡散の時代と言えるでしょう。

1976年、我が国はNPT、核拡散防止条約に批准します。しかし、NPTには幾つもの課題がありました。唯一の被爆国である我が国は、核兵器ゼロを目指していることを踏まえて国連に日本独自の提案を投げかけることとなります。そもそもNPTというのは、アメリカ、ソ連、中国、イギリス、フランス、今はソ連はロシアですけどね。この5つの国、この大量保有国は核をうまく管理できる管理能力が高い国なので、一定量保有することが認められているんです。それらの5か国以外は国際法違反になると位置づけられているわけです。これではいつまでたっても核はなくなりません。日本はこのアメリカを中心とする5か国に対し、ちょっと専門用語を言いますが、MAD、SDI、MDなどの核抑止政策を踏まえて段階的に核を減らすことを提案していくんです。段階的に減らすことを提案するという事なんです。本当に減らしているか確認するためのIAEAの査察、チェックを受けることもセットにしております。

先ほど言いましたMADなどの核抑止政策というのは、私に核使うとあなたにも使いますよ、そういうものなんです。すると両国は地球上から消滅するので、核の使用はやめようねという、核の保有は核抑止になるという理論があるわけです。我が国は国連に対して段階的に減らすプランと併せて真の国連をつくることを提案しているんです。戦勝国が主導する今の国連じゃなくて、国連加盟国みんなに公正な国連なんです。

ここから少し私見を含めていきたいと思えますけども、もし世界市民の皆さんから10ドル頂けるならば、世界市民が運営する国連をつくることのできるんです。その国連は世界市民によって管理される世界最強の国連軍を持つこととなります。つまり、日本の警察のようなもので、一国一国、一人一人が武器を持たなくても、国連軍という警察力に委ねることができるんです。東ティモールとかパラオとか、あのような小さな国でも1人10ドルで核の抑止力を手に入れることとなります。世界市民を敵にして核を保有する国は恐らくいなくなるでしょう。これこそが我が国が保有国と非保有国とのかけ橋となる立ち位置に立っているんです。日本の立ち位置というの

はここなんです。非保有国グループでもなければ核を保有してるグループでもない。その真ん中の立ち位置に立って真の核兵器ゼロを目指しているということなんです。これが実効性のある核兵器廃絶提案なんです。

人類の有史以来人類を、ずっと戦争に反対してるんですけども、何でなくならないのか、そのことをよくよく考えての日本からの実効性のある提案なんです。これを皆さんによく、まだ時間がありますので、時間がまだあります。あと10秒か5秒はあると思いますので、しっかり検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束です。陳情第9号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情書について、賛成する立場で申し上げたいと思います。

先ほどもございましたが、御存じのとおり日本はこの世界でただ一つの核被爆国であります。戦後も20年を過ぎた1967年、昭和42年ですが、12月、当時の佐藤首相が核兵器を持たず、造らず、持ち込ませず、この言葉を衆議院予算委員会で表明し、4年後の1971年の11月に沖縄返還に際して、国会でいわゆる非核三原則を決議し、以後国是としてきております。

これより50年経過した現在、世界では核の開発が進んでおります。核保有国が増えておりますが、日本は核軍縮への働きかけをしてきました。先ほど白川議員が言われましたように働きかけをしてきておりますが、現在世界的な動きになっている核禁止条約の批准をしておりません。世界でただ一つの広島、長崎の被爆国である日本が、平和への願いを込めて条約を批准しないことは、核に対する発信力がないこととなるのではないかと考えます。唯一の被爆国の日本が条約に加わってこそこのものと考えますので、私はこの陳情書に賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この陳情第9号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情書について、先ほどの白川議員の発言とダブるところもあると思いますが、討論をさせていただきたいというふうに思います。

核軍縮の、廃絶の取組については、これまでも日本が参加している核拡散禁止条約を基盤に進められてきています。今から50年前、1970年に発効した核拡散禁止条約は、先ほど白川議員も討論で言っていましたけど、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国を核保有国と認め、日本を含む191か国、地域が締約をしています。

今回の核兵器禁止条約については、今50か国が協定を結んで発効される、来年1月ですか、発効されるようになってるんですけど、この核拡散禁止条約については全世界で191か国が既に締約をしているということで、非常に力がある条約であるというふうにも思います。この条約の交渉を義務づけるのは、先ほどの5か国の核軍縮の交渉を義務づけながら、そのほかの国々の核兵器の保有や拡散を禁じている条約であります。

ただ、一つ反省点は、世界の核兵器の9割を保有するアメリカ、ロシアの核軍縮は進んではおりません。また、先ほど白川議員もありました条約に参加してない核の保有国、インド、パキスタン、イスラエル、さらには北朝鮮の脅威も世界的に見逃すことができない現状だというふうに思っています。特に北朝鮮は、核を搭載できる弾道ミサイル、これが実験で日本列島を越えて太平洋に着水しています。

核兵器の禁止を訴えることは、私としても決して反対するものではありません。しかし、隣国である北朝鮮、そして中国からの核の脅威から日本を守る、先ほど亀尾議員の討論にもありました安心・安全という現在の手段としては、日米地位協定等含む核拡散禁止条約の傘の下で、世界でただ唯一被爆を受けた国として核の脅威を訴え、被爆日本国の立場から核廃絶に向けたメッセージを力強く発信していくということが必要であるというふうに思っています。

もし先ほど、その前の含めて、この核についてもですけど、やはり白川議員が言っていましたように、まとめれば今の改憲にあります憲法9条、これに自衛隊ということをも明記して、日米地位協定も、抜本的な改革も進んでいくでしょう。そして、この核禁止条約のほうにも参加をしても日本の立場をしっかりと訴えられる、そのような現状にもなるのではないかなというふうに思います。そういったことでこの陳情第9号については、反対の立場としての討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 今いろいろお聞きしましたら、ちょっと反対討論の方お聞きしまして、私もちょっとむかっとくることたくさんあります。

第1には、総務常任委員会でこれは全会一致で採択すべきだということを議会のルールじゃないですけど、委員会で決まったことがまず第1点。

第2点は、長束議員が言われたように、日本国は被爆国であります。今言われた方が、ほんなら広島におられた、長崎におられた方ならそういうこと言われるでしょうか。そういうことをよく考えて、やっぱり核はいけないということを、やっぱり南部町議会からでも発信しなけりゃい

けないと思います。私は、総務常任委員会がこれを全会一致で決めたということを尊重いたしまして、これは賛成いたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第9号、日本政府に核兵器禁止条約の批准を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第22 陳情第10号

○議長（景山 浩君） 日程第22、陳情第10号、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山でございます。陳情第10号、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情書でございます。この件に関し、総務経済常任委員会で審査の結果、賛成少数で不採択と決しましたので、報告します。

なお、賛否両方の意見がありましたので、否の理由は、国会で指摘されている様々な問題があるかもしれないが、最終的には政府の人事問題であり、地方議会が意見書を提出するものではない。

可の理由としましては、任命拒否の理由を首相が答弁しているが、答弁になっていない。安倍政権時代に反対意見を述べてきた6名を任命拒否しており、不当な人事である。反論する人を排除するという、非常に問題であり、意見書を採択してぜひ提出するべきという意見でございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情何号でしたっけ……（「10号」と呼ぶ者あり）10号について反対します……。質問です。すみません、意見言うなと言われたから動揺しております。

質問です。これを上げるのをふさわしくないというところで、政府の人事問題だから地方がとやかく言うことない、政府が反対することだというのが反対の主な理由だって聞いたんですけども、政府の人事だということはどこに規定されているという話。そういう話出ましたか。例えば政府がこうこうこういうふうな仕組みになってるので、これは政府の人事問題なんで、周りがとやかく言うことだないよということになったのかということを知りたいんです。どういう、政府の人事問題というのは何を根拠に出されたのかちょっとお聞きしたいと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。その件に関しましては意見も議論もされてませんので、報告します。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回の陳情第10号、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情書、これは採択するべきだという立場から発言させていただきます。

委員会のときも言いましたけれども、今回、これのなぜ6人を任命を拒否したのか、これ首相がいろいろ発言しておりますけれども、ほとんど言っている内容が矛盾していて反論になっておりません。

それと、今回任命を拒否された6名の方ですけれども、これらの方はほぼ安倍政権時代から安倍政権に批判的な発言をされ、そしてなおかつ行動も取っておられた、そういった方だけです。今回、菅政権になり、菅首相が6名の方を拒否された理由というのは、明らかに自分の政権に対して反対の意見を述べる方、行動を取られる方、これらを排除するという、それが一番の目的であり、また見せつけがあるという部分がどうしても否めないです。

そして今回、言論の封じ込めということが取り沙汰されてますけれども、これ明らかに戦前、

日本が戦争に進むことになった言論の封じ込め、これの第一歩と重なることがあります。現在、政権がやろうとしていることは、これは間違いなく言論の操作です。そういった意味からも今回、陳情第10号、この日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情書、これは採択するべきだと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田司朗でございます。陳情第10号、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情書につきまして、私のほうがこれにつきまして論議をさせていただきたいと思います。

日本学術会議の会員任命拒否問題につきまして、これは人事案件ということであり、人事は任命者が適任だと思う人を選ぶということでございます。ですから、確かに加藤議員のほうからいろいろな内容を話しされても、全部話が違うというやなことでもございますけれども、あくまでも首相の任命でございますので、これにつきましては人事案件という専権事項でございますので、なかなか難しいのではないかと思います。

人事は適任者がその責任において適材適所で選ぶものでございます。恣意的との批判もありますけれども、菅首相の判断であり得る考えだと思います。人事配置の難しさもありますけれども、あるいはなぜ選ばなかったか、あれ、というようなことを言う方もございますけれども、人事については、例えば町長が他の方を任命するときもその理由をなかなか言わないと思います。人事については専権事項でございますので、従うしかないということがあろうと思います。ただ、やり方がちょっと幼稚っぽいところかもしれませんが、任命権がある以上、任命拒否権もあるということがあるので、この学術会議の任命拒否問題については、撤回を求める陳情が出ておりますけれども、私はこれは反対するものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。私は、陳情第10号、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情書の採択に向けて討論いたします。

私もこの審議に当たった総務常任委員会に所属しております。先ほど討論に、これに対する人事の介入だということがあったんですけども、歴代の今までの総理大臣は全て提出された、学術会議から出されたことについては、そのとおりということで受け止めてやってきたわけなんです。ところが、今回は菅首相は何を思われたか、これについては6人を外す。先ほど加藤議員も言い

ましたが、これについて政府のやり方について盾突く者、特に戦争に関してのことに関しては、平和を求めることに対しては強くこれを拒否したということでもあります。

まず最初に言いますけども、井上科学技術政策担当相が参議院内閣委員会で、日本学術会議に対して研究成果が民主にも軍事にも使われることについて検討を求めていることを明らかにしました。これは学術会議での軍事研究の押しつけであり、学術会議の在り方を正面から否定するものであります。

学術会議は1949年、科学者が戦争に動員された戦前の反省の上に、憲法がうたう学問の自由を確保し、人類の平和のために努力することを宣言して発足しました。翌年の1950年に、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない旨の声明を出しております。その背景には、戦争協力への苦しんだ反省と、再び同じ間違いをしてはならないと思ひから、ここに学術会議の基本があります。

これを侵す事態が安倍前政権で持ち込まれました。防衛相が活用のために2016年度に創設した安全保障技術研究推進制度で、各大学とも学術会議は1年をかけて検討し、軍事的安全保障研究が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認して、過去、これまで2回の声明を継承する新しい声明を17年に採択しました。声明は、軍民両用に関しては、研究成果は特に科学者の意図を離れ、軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用され得る、このようにして慎重な判断を求めるとした。その上、大学等の研究機関に対し、軍事研究とみなされる研究について審査する制度の設置を求めました。

防衛省は、推進制度については将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿っているとして、その目的が兵器開発にあることを見極めて、政府による研究の介入が著しく、問題が多いと厳しく指摘してきております。同制度への応募は一貫して減少し、2020年、今年は8件にとどまっておると聞きます。自民党などは、学術会議は学問の自由を奪っていると攻撃しておりますが、各大学の見識に基づいた判断に弓を引くことと言うべきではないでしょうか。

井上担当相の答弁によって、菅政権と自民党の狙いは、学術会議を変質させ、科学者を軍事研究に導入する体制づくりにあることが浮き彫りになりました。これは二度と戦争の惨禍を繰り返さないと誓って制定された憲法9条を変え、日本を戦争する国につくり変えようとする動きと事を1つにするものにほかなりません。憲法違反の任命拒否という暴挙を学術会議の在り方に問題をすり替え、軍事研究を押しつける卑劣な企てをすることは許されません。学問の自由と人類の平和に努力する学術会議の原点を守ることは国民的な課題であることから、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情は採択に賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私は、この陳情第10号、日本学術会議人事についての撤回について、委員長報告に対して賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、陳情書を見ますと、学術会議の推薦に当たり、これまで政府は全く形式的任命、推薦者は拒否しない、これが学術会議法の7条2項に反してるといようなことが書いてありますが、実は11月13日に衆議院内閣委員会の中継の動画、これは日本維新の会の足立康史衆議院議員がされたものを見ました。約20分ぐらいのお互いの討論のし合いだったんですけど、この足立衆議院議員は、学術会議の推薦を尊重しつつも、必ずしもそれに従う責任がないということ、菅総理は記者会見等々で言うておられるわけなんですけど、それに対する政府の考えというのを聞いたおられました。学術会議法の7条の2項、学術会議で推薦を行い、この法に基づいて総理が任命する。要するに任命権者は総理になるわけです。ですから、さっき最初に書いてあるような部分については、これは全く違反をしていないというのがまず第1点です。それと、この7条2項については、そこについて6名の方を任命しなかったということは、まずこれは会議法に違反をしていないというのがまず1点です。

その後には、憲法第15条のことがこの後に書いてありますけれど、この15条においては、公務員が選定するのは国民の権利だといようなことが書いてありますけれど、この権利というのは要するに選挙をして特別職の公務員を選ぶ。例えば私たち、それから執行部いけば町長になるわけなんですけど、そういったのは国民の権利である。これは私も当然だといふふうに思いますけれど、それ以外のものについては個別法、さっき言いました学術会議法ですね、そこにのっとるわけです、のっとっていくわけです。だから任命権者は内閣総理大臣にあって、それを拒否することも、これはやぶさかではない。だからこの陳情書についてはちょっと陳情の内容がおかしいんじゃないかなといふふうに思います。

その下のほうの学問の自由なんですけれど、この学術会議ばかりではなくて、そういった専門家のいろんな委員会があって、制度の内容についてそういったとこに答申をしたりしています。

菅総理が一番に言うておられるのは、まずこの学術会議の存在。多分、この話が出て初めて国民の皆さん、私も含めてですけど、こんな会議があったんだ。この会議に120億も国費が投入されている。その辺を見直そうよということを国民の皆さんに問いかけられたんじゃないかな、逆に私はそういうふうに理解をしています。そういうことも含めて、自民党でつくってるプロジェクトではこれを独立法人化をしていこう。最初、法人化を進めるに当たっては若干国の国費も

使いながら、そして民間等々からお金を集めながら独立法人化をしていこうという提案もされています。全くそのとおりで、これからそのように変わって行って、政府の下ではなくて自分たちの自由が言える、そういった組織をつくっていく、これが一番の理想であり、今回のような問題ももう起こらないというふうに思っておりますので、陳情までは出さなくてももう既に変わっていくということを知れば、陳情の不採択、これに賛成をいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対で、陳情第10号は採択すべきだという意見です。

仲田議員や板井議員は、制度上の問題で、内閣総理大臣に任命権があって、それで拒否することもできるのだという立場で説明なさっています。この日本学術会議に構成するメンバーというのは210人ですけど、それを構成している学会というのは何百とあって、ほぼほぼ全ての学会からこの学術会議は憲法違反だ、不法だと言ってるわけですね。その中身は何かということですよ。先ほど、この背景には軍事研究に反対したということで、軍事研究を進めたいからという国の政府の事情があるということもありました。それをちょっと置いといて、どうして憲法違反かって言うてることやと思うんですよ。

ちなみに、仲田議員が言われた、内閣総理大臣に任命権あるんだから、これが任命できるんだというのは、過去でこういうことやったというのは独裁政権のドイツですよ。ナチス・ヒトラーがやったのがこのやり方なんです。全部選挙、あの人、自分でのし上がった、選挙で勝ってきた方ですから、選挙で勝ったら自分は全部の権限があるんだとやってやっちゃったんですよ。それと今の日本とどこが違うかというと、日本は法治国家なわけですよ。

先ほど板井議員が言われたように、内閣総理大臣とか、いわゆる選挙で決めていく、国民が決める選挙ですよ。選挙で決めたいけれども、全体の奉仕者である国家公務員から地方公務員に当たってまで全体の奉仕者で、これは税金から給与が出るんですけども、この方々をも国民が選んでいくのだということを憲法で読めるわけですよ。選定するのはそうなんです。ところが、国会議員等は選挙で選ぶんだけど、末端にまで一々選挙というようなことができないから、法治国家というのはその国会で、国会の下で憲法に従って法律を決めて、それではこういう国家公務員もこの制度でいこう、地方公務員はこうだっていう、そのやり方の中でいろんな権限や、決めていくというのがあるわけですよ。

そしたら、ここでいう、確かに日本学術会議というのは内閣総理大臣の所轄の国の行政機関だ

って言われてるわけですよ。そういうことで任命権があるんだという点ですね。でも、その内閣府設置法の第40条3項では「別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関」って日本学術会議言われてるんですよ。もう政府そのものが内閣府に置くけれども、国の法律定めて内閣府に置かれる特別の機関、法律で定めるというんで、その法律何かというと日本学術会議法なんですよ。そこで決めてるのは、なぜこういうこと言ってるかということ、ほかの行政機関の一般ではなくて、特別に日本学術会議と決めて、そこのメンバーは日本学術会議の推薦によって行われて、総理大臣が任命するって書いてあるんですよ。だから、これは右の学者、左の学者言わず、任命権は国会ではあるけれども、推薦、これを拒否する権限はないのだということを言ってるわけですよ。

もうちょっと卑近な例で言えば、学校の教職員は県の公務員なわけですよ。県の公務員ですよ。これを県知事が、そういえば県知事がそれをそしたら採用するから罷免できるかという問題ですよ。できるかという問題ですよ。気に入らんから自分が任命権があるんだっていいけんということできるかということですよ。なぜかということ公務員というのは公平性保たれるものだから、きちっとした、定められた試験に基づいてやってきて、そこで選ばれてるわけですよ。罷免するかどうかは法律と条例に基づいて、そこに違反した場合にそれぞれの処罰が決まるというのがあるわけですよ。

学術会議は内閣のめちゃくちゃ位が高いんですよ。内閣府が設置するんですから、内閣府の総理大臣だってそういう特別の機関でそれは違うんだよってというのは、先ほど亀尾議員や加藤議員が言ったように、なぜそうなったかということ、戦前の歴史が、学問が自由がなくなって、戦争に行ってきたところにあるわけですよ。ちなみに、学問の自由を憲法でうたっている国というのはそうないですよ。これアメリカつくったといいますが、学問がどれほど侵されてきて戦争に行ったかということ、それは6人の中に加藤陽子さんという方ね、右も左もない、前天皇の御指南役だった学者がそういう立場で述べていらっしゃる。その方々も今回排除されましたからね。私にしてみれば右も左もないですよ、排除されてる方が。キリスト教の方もいらっしゃるし。そういうところでやってきたって、全く恣意的にやるという権限は総理大臣にはないのだというのがこれまでの法治国家の中での憲法学者や行政学の人たちの一定した考え方なんですよ。だから、説明できないのも無理であって、説明する根拠がないから説明できないんですよ。

ちなみに、説明できないことを皆さん何もおっしゃらなかったけど、総理大臣が説明できないって部下がやったようなことというのは、これ通用しないというのは役場の職員みんな分かっていると思うんですよ。行政処分がトップの責任でできなかつたらやり直したらいいんですよ。

自分の部下の責任にしたり秘書の責任にするというのは、刑事事件でもあっても行政処分でトップが見ていなかったから、知らなかったらやり直すんですよ。そういうことしか答えれんわけでしょ。だから、こんなに大きな問題になってるのは、専門的な学者から見れば全く憲法に反したことやってるから元に戻せて言ってるんですよ。学術会議の中には右も左もあるわけですよ。その方々がそろって意見として、とにかく理由を述べてください。言ってること2つです。理由を述べてください、憲法と法律に基づいて6人を任命してくださいってこの2つしか言っていないんですよ。それに答えられていないんです。この今の菅政権はそういう意味では異常だし、知ってて言うてるんだったら大変だし、知らなかったら余計大変ですけども、状況とすれば非常に独裁的な首相と言わないといけないと思うんですよ。

そういう意味でいえば、どんな方が首相になられても、どんな方が町長になられても、町長というのは町でつくった条例を守っていくんです。地方自治法守るんです。それが不都合だといえれば、町に関係することであれば議会にかけて条例を変えたらいいんです。そういうこともしないで任命権としてできるということは、これも無謀だって言ってるのは、私は全く正論だと思うし、そういうことを許したらいけんと思うんです。国が崩れていくというときは、こうしてるようにして崩れていくのかなと思うもんですから、少なくとも議員とかは地方自治法や法治国家としての中で、選挙で選ばれた私たちですからそういう判断はきちんとしていたいと思いませんか。

それで、これは人事案件だから総理大臣に任せるのということは、行く道というのは、今の段階、どういう立場に立っているかということ、法を無視した独裁的なやり方でも可とするという立場に立っているんだということを私はあえて言いたいと思っています。

それと、もう一つ、軍事研究の件で言えば、軍事研究は左の者だけが反対してるのではありません。学者たちはなべてどうして軍事研究に反対するかということ、軍事研究をすればお金は出るともしれないけれども、研究者というのは自分の研究を発表して認められて初めて研究者になっていくわけです。ところが、どの国でも軍事研究に入ってしまったら、それを公表することは国にとっては違法行為になるわけです、守らないといけないから秘密ですよ。そういうところで自分の培ってきた研究や技術をそういうところ持っていきたくないという声を上げているわけなんです。これももっともですよ。本来の自由な研究や人類の進歩に貢献するような学者であり続けたいというの同時に、軍事研究で幾らお金をもらってもそれが発表できないからどこの大学も二の足を踏んでるということも言われています。そういう立場から見たら、私たちが自由を求めていく中で、今回の在り方が本当に学術会議だけの問題ではないということから、多くの国民が関心を持ってるんだと思います。そういう点でいえば、私は法治国家を守る立場と憲法を守る

立場から、南部町議会からもこれを上げたいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第10号、日本学術会議人事への介入はやめ、6名の任命拒否の撤回を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたが、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

ここで休憩に入ります。再開は13時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第23 陳情第11号

○議長（景山 浩君） 日程第23、陳情第11号、西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長、荊尾です。委員会に付託されました陳情第11号、西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情書について審議をいたしました。

審議の結果、賛成少数で不採択になりました。

賛否意見がありましたので、主なものを報告いたします。否とする理由。西部広域から基本構想案について広域化による経済的・環境的なメリット、デメリットの説明を受けた。広域化をしてある程度大型化したごみ処理施設を造ったほうが安いし、環境的にも優位だ。発電の能力も大きくなる。この発電を使ってCO₂の削減にもつながるということから、町にとっても町民にとってもメリット、プラスのほうが大きい。基本構想案に沿ってやっていけばいいと思う。

賛成の意見ですが、この構想案は住民不在で決まったこと。ごみを出すのは住民なので、住民

を巻き込まなかったら絶対いいごみ処理計画にはならない。今ある基本構想案を一回戻して、住民でもう一回議論してから基本構想案を策定すべきであるというのが可の理由でございました。以上、委員会の報告とします。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。2点お伺いします。

1点は、賛成少数ということでしたが、その内訳はどういうふうになっているのでしょうか。それと、2点目、不採択の方の意見として大型化のほうの方が安くなるという発言と、それから発電したほうが有利であってCO₂の削減につながるという意見が出てるんですけども、大型化した場合は間違いなくグロス金額は上がるはずなんで、安くなるということにはつながらないと思うんですが、それとごみの場合、燃やせば燃やすだけ二酸化炭素が出るのは間違いないので、燃やす量が増えれば二酸化炭素削減ではなくて、二酸化炭素の発生が増えるというふうになると思うんですが、この2点に関しては広域からの話を聞いた結果、そういうふう判断されたということよろしいのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長、荊尾です。賛成の方が1名。反対の方が4名で、もう一人の方は継続審議のほうがいいではないかという内訳でございます。1対4対1という格好でございます。

それから、先ほど加藤議員からの質問がありましたが、言われたことは、広域の説明を受けて、例えばごみ処理場を1つ造った場合と複数造った場合では経済的なところが安くなるという説明でした。

それと、たくさんごみを燃やしたらCO₂が増えるではないかということですが、それをごみの燃やすことによって発電をして、その発電の電力を使ってCO₂を削減をするという説明だったと思い、そういうことだったということでした。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。陳情第11号、西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情書、これは採択するべきであったという立場から述べさせていただきます。

大型化のほうが安くなるのではなく、1か所に大きいものを造ってのほうがいろいろなところで数造るよりも安くなるということだったということと、それからあと二酸化炭素の削減の部分で、発電をするから二酸化炭素の削減につながるという意見が出たということなんですけれども、この二酸化炭素削減についての考え方なんです、ごみを燃やして、それで二酸化炭素が出るんですけども、発電をすることによって発電の部分で二酸化炭素の出た量に対して換算して差引きする、それで二酸化炭素が減少するんだという計算式のことだと思んですけども、これ基本的にこういう計算してるの日本だけで、国際的にはこういった考え方、やってる国はどこもありません。

それと、先ほど言いましたけれども、ごみを燃やすことは必ず二酸化炭素が発生することであり、今回、二酸化炭素の減少につながるという話が出てくるということなんですけれども、それは根拠としてはちょっと間違っていると思っております。

それと今回、基本構想案の撤回を求める意見書なんですけれども、今回10月末の時点で広域のほうから各自治体に確認があって、それぞれの自治体は今回の構想に参加するということであったということなんですけれども、今回、どう考えても広域が進めようとしていること自体が早急過ぎると思います。今回パブリックコメントを求めるに当たって、改定案を出すというふうなことになってるんですけども、これ改定案を一体どこの時点で、どういう話を聞いたところでこの改定案を出してくるのかという、これ自体が分かっておりません。

また、一部報道では、今回、広域行政管理組合の議会の席で一部構成の議員の方から場所を伯耆町にしたらどうかという意見が出たという話もちらっと聞いております。何かこういう話を聞くと、広域自体が何か物事を急速に進めようとしているのではないかというふうな気がしてなりません。今回、あくまでもごみ問題というのは住民の問題ですので、住民の意見をもう少し聞き、耳を傾けて、それから進めるのが本来の広域のすべき道ではないかと思っております。

以上の理由から、今回この陳情11号を採択するべきであったというふうな意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） この陳情について、委員長報告に賛成の立場から討論させていた

だきます。

西部広域の基本構想については、この間、管理組合の方から一応勉強させていただきましたが、陳情の中にありますように住民の参加のないまま決まったって言うておられましたけども、これずっと西部広域にはうちげから町長はじめ議長さんがずっと出ておられて。そういう広域連合議会ですらいろいろ審議して、住民の声を届けておられたんだと思っておりますし、初めて新しい新議長の景山議長になりましてから、全協の中でいろいろ報告があつて勉強させてもらったことはよく分かったことで、今までそれがちょっとなかったかなという反省はしておりますが、その中でこの陳情にもありましたが、基本構想は住民の生活にも地域の環境にも重大な影響及ぼすと。これは本当にそのとおりでして、これ基本構想というのは一本化して一体化してするやつですけども、例えば我が町には2か所の清掃組合の処理場を持っております。これは去年、おととして基幹改良いたしましたして、10年間もたせるように頑張っております。これはなぜかという、西部広域の話の中で令和34年だったかな……（「14年」と呼ぶ者あり）令和14年、14年で一本化して、そこで燃やすための基本構想案です。それに合わせたあの建物というか基幹改良したのは事実です。ということは、南部町としてはこれを早く基本構想案をつくっていただき一本化できるように。一番大事なのは、町民のごみがきちっと処理できるかどうかがかかってるんです。我が2か町の清掃組合は、10年間は基幹改良いたしましたけど、これはきちっとできます。

それ以後はどうするかということですが、伯耆町さんはもうそちらのほうに行くと言っておられますし、南部町単独であの焼却場を維持するということは大変不可能でございます。そのお金があつたらば西部広域一本化にそれをつぎ込んで安心してごみが焼けるということを町民が安心してできることが最大の私は条件だと思っております。

中には、この陳情にもありましたけども、また、発電のこともありますが、国は2050年までに、要はプラスチックやちを燃やさずにいろいろリサイクルして、そのような対策を取っております。これは早速西部広域も適用されると思いますが、それを燃やして発電するということも多少影響はあろうと思いますが、それに向かうということは私は大事だと思いますし、南部町でも今後行政はごみの減量化、これは国からも勧められるし、喫緊の課題だと思っております。その中でも絶対燃やさなければならぬごみは出てまいります。今のお出でごみを安心して燃やせる場所、これは西部広域のあと14年後にできるこれに託して、それまでは今の2か町の清掃組合の炉を大事にして使っていくと。そのようにしてやっぱり早くこの西部広域の基本構想案をつくっていただき、町民に、また西部広域の住民の皆さんに説明してもらうのが一番大事じゃない

かなと思っておりますし、この基本構想案というのは一刻も早くしていただきたいというのがこの私の気持ちでございますし、この陳情書にはやっぱり反対すべきと私は思っております。以上です。

あとは、詳しくはベテランの議員さんが討論されますので、その意見をお聞きしまして皆さんの賛同を得たいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に反対者ございますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。陳情第11号、西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情に、私は採択すべきだという具合に思うんです。

この中に書いてありますけど、私は今、何回も繰り返すかしらん、現世代の人間で人類が終わるんないかもかもしれません。しかし、次、後世にこの地球で生きるためには一体どうすべきかということ、後世に本当に喜ぶようなことをせんといけんと思うんです。

今、大きなのは、一つは温暖化の問題ですね。この温暖化の現象はやはり二酸化炭素、これがCO₂、これがやっぱり大きなことということが言われております。それによって水害が起こったり、集中豪雨が起きたり、あるいは非常に温度が上がって、夏どうしていこうかという、生きようかというような状態をつくり出しております。だから、二酸化炭素を減らすにはどうするかということは物を燃やさないこと。特にごみですね、これをいかに少なくするかということだと思っております。

分別収集に取り組んでおりますね、南部町も。しかし、県下の中では、聞きますと米子なんか何でも燃やせ燃やせというのが多いようです。軟質プラスチックなんかもこっちはきちんと分けて出してるんだけど、それも今米子で、能力はどうか分かりませんが発電やってるそうです。それを24時間やっぱり燃やさないけん。一定の温度を上げないと蒸気ができません、タービンが回らない。そのために無理して燃やすようなことをやっている。これではむしろ今の地球環境を壊すようなことやってるんじゃないですか。私は、これは十分にこういうことはやめることを強く求めるものです。特に発電というのをやるには、時間を継続してやらなきゃいけません。昼間燃やすだけでも、夜は止めとうかと思う。あくる日なるとまた一定の温度まで上げるって大変なことです。そのためには、ここに書いてあるんですけども、プラスチックとかそういうものを燃やしてしまう。それで温度を高めよう、これが一つだと思っております。私は、プラスチックなんか再利用するようになっていくこと、このことを十分やっていくのが後世に対する貢献だと思います。

それから、もう一つあるんですけども、先ほど2か町でやってるところが基幹改良が行われた。それが平成14年までですか……（「令和、令和」と呼ぶ者あり）令和14年までですか。基幹改良やって、その時点が来たら再度また基幹改良やる。国の方針は長期持続するそういう設備を造ろうと、やろう。例えばトンネルでも橋でも傷んだ時点で直して行って長期に使おう。これは国の方針だと思うんです。だから、2か町でやってるところは年限を切ったが、そこまでやったらはいじゃあ、広域のほうに移るんだなくて、本当にお金の使い方、これは1つになって発電施設も造るって莫大なお金がかかると思います。それと、それを運用するためにもかなりのお金がかかります。ここで2町の基幹改良をずっとやって、それを続けていくことということが、十分にそのことを重点にすべきだと思います。そのためにこの陳情はぜひ採択すべきだということを申し上げます。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に賛成者の方。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。私は、この陳情は委員長の報告のとおり不採択にすべきと思っています。

先ほど会見町というような発言がありましたけど、あれは間違いかと思いますので訂正してもらいたいと思います。なぜかといいますと、今回取られてきた各町の意見集約、意向調査といいますか、全町村に從來決まっていた統一・一本化というものを、間違いないでしょうかという意見を確認されたんだというふうに思っています。全部の関係市町村が一本化、統合広域化で合意されたということで次のステップに進まれて、これから基本構想ができ、パブリックコメントも聴かれていくという手順だというふうに思っています。これをまた全て基本構想を撤回して振出しに戻すということは、これから先、まだ十数年という時間がかかって提出していかなければなりませんけれども、またぞろ後戻りということはせずに、逆に今度は具体的な実施計画を計算されてこちらに提示していただくのが、できるだけ早いほうがいいと思っています。

先ほど住民の声とおっしゃられましたけれども、私やちも含めて、議員も含めてそういった具体的な実施計画を見せていただいて、これが本町に対して、ついていいのか悪いのか、そういうことを議論していくべきだと。できるだけ早い時期にそれを提案してもらってすべきだというふうに思っていますので、ここでこの基本構想を撤回して元に戻して、振出しからということはすべきじゃないというふうに思いますので、ぜひ早く実施計画のほうまで進めてもらったらなというふうに私は思っています。

それから、先ほど細田議員や亀尾議員から言われました2か町でやってる処理場のことですが

ど、今、長寿命化みたいな形で10年間補修なり維持していけますけれども、その次にはいずれ建て替えというような大規模工事が来ると思っていますので、単独町でそういうことするということがもう費用的にも困難なことだと思いますし、細田議員も言われました伯耆町はもう既に広域一本化にいくとおっしゃってますから、南部町だけが独自でそういうものを維持していくことはもう困難だと思いますので、やっぱり一緒になって、今、構想を進めてもらって具体的な計画を見せていただく。まだ何も用地だとか決まってませんし、相当の時間も要すると思いますので、ぜひこういう撤回ということはなしにして、速やかに進めてもらって次のステップに行ってもらいたいというふうに思いますので、これの撤回の陳情は反対したいと思います。

○議長（景山 浩君） 委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対で、採択をしてほしいという意見です。

委員会で話ししておりましたときには継続審議の意見も出ました。継続であるなら私も賛成だという意見を述べてきたところです。なぜかといいますと、議会でも特別委員会が設置され、広域化の影響等を議員の中で調査していこうということになっておりますから、長くはなくても住民が陳情する権利あるし、そのこと尊重しながら、特別委員会の様子を見ながら継続もあり得ることだというふうに思ったからです。ただ、その継続ではなくて、もうここで出てくる撤回というのはおかしいということになったものですから、決を採ったということだというふうに私は理解しております。本来の議会の立場であれば賛成、反対派も含めて継続という立場でいくのが本来の筋ではないのかなというふうには、私は思っているところです。

私は、反対するの大きく3つなんです。一つは、今、この基本構想というのは住民の声が全然反映されていないというのが一つと、2つ目には、経済効率性がよくて安上がりになるんだというけれども、米子市は安上がりになっても周辺町村はそうとは限らんというのが私の意見です。3つ目には環境保全性。実は、恐らく12年後にこれが実現しない一番の大きな理由はこの3目になってくるんじゃないかと思うんですけども、環境保全性でいえば、CO₂の排出、今度2050年に今の菅内閣は法律つくるって言い出しましたよね。法律つくる、何で法律つくるかといったら、期限を決めて2050年に達成するためにいくんだと言ってるんですよ。そうなったら絶対このエネルギー回収問題がまないたの上で上がってくるわけですよ、これをどう見るかという点が。なぜかって、あと12年の時間があるわけですよ。恐らく私たちが知ったり学んでいる以上に気候変動の問題とCO₂削減というのは、国際情勢から見ても、もう限りなく私たちの想像以上にすることが、必然性が迫られてくるというふうに私は思いますし、多くの国民がそ

う思ってるんじゃないかと思ってるんですよ。そのときに、CO₂排出、今、加藤議員も述べましたけども、エネルギー回収を、ごみを燃やして発電することは石油由来の発電を少なくするからいいのだというけれども、石油発電の2倍以上のCO₂を排出しながらごみ発電を続けていくことが今世界中にも認められていない中で、それが造る令和14年までいいというふうが続くというふうには私は思わないんですよ。その辺は個人的な違いがあるかもしれませんが、よって立つべきは住民の意見が得られているのかで当然だし、経済的にどうなのか、環境保全性が町の立場からどうなのかというところは諮っていかないといけないだろうなというふうに思うのです。

それで、委員会の中では経済性も環境問題も広域でするほうがいいという意見があったんですけども、私たちはそれが分からないから特別調査委員会を開いたのではないかというふうに思っています。一般質問で担当課長たちが準備してくれて、十分質疑できなくて申し訳なかったと思うんですけども、まず経済性の問題でいえば、前回は確認しましたけども、発電するというのはめちゃくちゃお金かかるから、工事費用だけ見たら一体化の大きな造るほうが現状よりお金高くつくというのは出ましたよね。建設費だけで見たら絶対発電のほうが高くつくんですよ。それをもしうちの町でするとすれば、現状維持でいった場合とどれが違うかというので、建設費の際に、焼却施設、発電施設の内訳示してほしいと言ったら、そんな内訳なんかないというのが西部広域の回答なんですよ。これ何としても出させないといけない。だって、見積もった金額出てるんですからね。それを検討してみんなが納得して、より効率的だということになればいいと思うんですけども、そういう課題があるのではないかと思うんですよ。

それで、どうして20年間と限って維持管理を出してきたか、そこが私の一つの疑問だったんですけど、よく分かりましたよ。維持管理費を出してきて、建設費が高くても維持管理費を入れたら広域のほうが安くなるんだというのを想定して出してきたんですよ。その中身が、維持管理費が安くなる仕組みは発電の電気代を維持管理費に入れて相殺するという内容だったんでしょ。だからそれを検討したら、議会でも言ってくださったように単価が1キロワットアワーで10円だということですね。10円だから1年間で約2億円程度だっていうんですよ、西部広域全体2億円。

これを、南部町でどれぐらいの比率かという、南部町は今焼却してませんからその割合でするのもいいけども、私が計算したっていけないので、役場から出してもらった、例えば不燃物でいえば人口規模でどれぐらいの割合かといったら、全体が5億近くに対してうちの町は3,000万いくかいかんかの金額なんです。要は全体の1割も占めないというのがごみの量ですよ、焼くごみにしたら3%切るんですよ。その中で、この2割をどう分けるかといったら、10分の

1で2,000万ですよ。1割もないって1,500万ぐらいなんです。それぐらいの維持管理費がよくなるからたくさん建築費を出して米子と一緒に発電しろって言うてるんですよ。これが南部町にとっていいかどうかですよ。1,500万ぐらいやったらごみ少なくしたほうがええんですよ、それぐらいのお金使って、と思いませんか。だから、最初から一本化ありきというのはそういうことになってくるなというふうに思っております。

それで、もう一つ言えば、全体的に見たら1年間で2億で、20年間で40億のお金出したら維持管理費なんか全然一本化したって安くなってませんよ。表見たら分かります。40億も違くないですからね。そういうことを見たら維持管理費というのは変わらんです。変わらんどころか、全国的な発電して壊れること考えたら高くつく可能性が出てくるということもあると思います。私、なぜこんなこと言うてるかという、何が何でも一本化やめろって言うてん違うんです。ちゃんと私たちが勉強、南部町にとっていいことかどうかということでもやろうやないかって言っていますからね。その勉強もしないといけないのではないかなと思います。

それで、発電施設については加藤議員が言ったように、ごみ発電は石油の発電所も40%も切る非効率的な火力発電所をなくすって言うてるわけですよ。ごみ発電は20%ないんですよ、行くかどうか分からない。そういうのがここ10年の間でよしとするのが続くというわけがないじゃないですか。それ考えたときに、それも恐らく私は西部広域のその辺も組んでくると思うんですよ。それ考えた場合にごみ発電というのは、もうこれは日本では今まで造った以上に造るような場所ではないということになってくると思います。

そんなことは言うけれども、一緒にならんかったら金が出んじゃないかっていう意見が出てましたよね。このお金は環境省の循環型社会形成推進交付金においてできると。これは決まってるんです。人口5万人以上、または面積400キロ平米以上だと言われてるんですよ。そこに該当するかといったら単町では該当せんから、このお金の補助金来んでしょって言われてるんですけども、前回も確認したんですけども、ここには基本、条件があるんですよ。離島ないしは豪雪地帯、過疎地域には該当させないというので、前はこれで外れたのが日野郡だったわけですよ。それで今回も丁寧に聞いているというって3町の意見を聞きたいってそこにあるわけですよ。ところが、確かにそういう意味でいえばこんなあるんですよ。補助金もらえるすべを探さないといけないということになってくると思うんです、だと思っんですよ。

ところが、もう一つ分かったのは、町長も言っていましたが、ごみを減量化するときの話が、燃やすというのが一番最後に来たわけでしょう。有効に活用する、リサイクルするって4つ目に来るとのことあったから、この循環形成も私はこのごみ発電だけではないんだなと思って調べ

たら、やっぱり一番がマテリアル施設を造ったらって一番に来てるんですよ。マテリアルっていうのは環境への影響も少ないし、一番ごみの問題では環境にも経済的にもということ言ってるここに補助金出すって言ってるんですよ。だとすれば、あらゆる方法使ってマテリアル施設を造って、そこで職員雇ってすることのほうが南部町にとってはいい可能性もあるんじゃないかということも出てくると思うんですよ。そういうことを考えて広域に提供していきながらほかの町村とも考えて、果たしてどのやり方がこれからの環境社会に向かっていいのかという点をやっていくべきだというふうに思うんですね。

そやから、今回は恐らくもう賛成少数で否決されると思いますが、決して先に結論ありきではなくて、三鴨議員が言ってる内容のように基本構想出して、本当に一本化いいのかどうかということの調査するという立場を忘れないで私たちがきちっと審査していく必要があるし、それが次代、次代って次の時代もそうだし、今の時代に選ばれた議員の人の仕事だというふうに思いますので、ここでもう撤回をやめたから基本構想のとおりに行くのではなくて、そこで一緒に勉強していきたいと思いますので、今後とも突き放さないようにしながら委員会をしていこうではありませんかと呼びかけて討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第11号、西部広域ごみ処理「基本構想案」の撤回を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第24 議案第108号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第108号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。補正予算書のほうで説明をさせていただきます。

.....
議案第108号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,186,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月16日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
そうしますと、4ページをお願いします。このたびの追加補正につきましては、年内に独り親世帯へ臨時特別給付金の再度の支給を行うためのものでございます。

それでは、下段の歳出から御説明いたします。3款民生費、2項児童福祉費、4目ひとり親家庭福祉費です。841万7,000円増額し、6,387万1,000円とします。これは低所得の独り親世帯に臨時特別給付金を支給するためのものでございます。1世帯に5万円、第2子以降の1人につきまして3万円を給付するものがございます。

上段のほう、歳入につきましては、歳出額と同額の841万7,000円を増額し、6,099万1,000円とします。これにつきましては母子家庭等対策総合支援事業費補助金として全額国から賄われるものがございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算について質問いたします。今回新たに出てきた追加予算ですけども、内容については国からの臨時特別給付金を低所得者の独り親世帯に対して支給していくという内容だということが分かりました。

私の質問は、この今回の1世帯当たり5万円、それから1人当たり第2子以降がそれぞれ3万円で、今回は比較的、金額128世帯ということではしているということですけども、8月の段階

で前回にしたこの特例給付金については、基本給付71件というところから見たときの差については、国の分を丸々しているということで分かったんですけども、町長にお聞きしたいのは、これに対する町の独自の上乗せを考えるべきではないかということの質問です。

例えばこの聞き取りの中でも担当の事務所の方が、米子市とか日吉津では上乗せで、各自治体で出しているところも出てきていると。県とか見たら、例えば持続化給付金なんかでは同じように国から50%以上出るんだけど、県は30%以上で50%未満って書いてないものですから、30%以上の方が全部出るということは50%以上の方も出るわけなんですよ。

福祉事務所の方が調べたときに、全てではないけども困難な家庭というのある程度現場で把握してきてくださってるんですよ。その方々が仕事がない方が、この間8月、9月に5万円もらって、今5万円もらって生活できるという水準ではないというのこれもう明らかですよ。そういうときにはある程度限定されてくるから、このような方々に対しての町独自の給付金制度が要ると思うんですけども、町長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。コロナのために職を失ったり、子供たちがこの年の瀬を他の子供たちと同様な家族団らんの中で迎えていただきたいと思っています。その中で課題があるということが明らかになれば、これはまた議会の皆さんに相談しながら対応していかないといけないと思っています。常にこれで全てというものではありませんで、今議会の中でも議論いただいたように要所要所で手後れにならないように対応していく、このように考えています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 手後れにならないというよりは、少なくとも給付制度については、町はあんまり動いてないのではないかと私は思うんですよ。町長は当初から、弱い者、本当に必要なところに届けないといけないという点で、私、福祉事務所ちゃんと仕事してきて出す数字出してると思いますよ。それを見ながら本当に困っている人にどうするかということの個別の手当等を考えて議会に出してきても誰も反対しないと思うんですよ。要は町長が一番最初言ったように、コロナかどうかということに引っかかっているからですよ。コロナじゃないといけんとは言っていないですよ。ただ、どの制度を見ても、コロナを証明すること国は取らんと言ってるんですよ。そのときに今回計算して280人、128世帯と約1.5倍の分の予算組んでいますよね。これは国の基準があるから国のお金返さんといけんと思いますけれども、町とすればコロナの交付金頂いてるんですから、それを今回どんなふうにも幅を広げて使っていこうかって考えるのが一番ではないでしょうか。町長がそこで歯止めしているからほかの場所でも動けないんですよ。

職員にコロナかどうか聞いて聞かせてるんですよ、住民に対して。それは本人がコロナって言ってきたら申告制ですよ。それ以上言えないんだから、私はやっぱり申し訳ないですけども、町長のその姿勢が全てのこの支給制度を遅らせてるというふうに思っています。そこで全体的にはほかの自治体と比べた場合の違いというのは出てきているのではないかと思うんですけど、町長、それどうなんですか。あくまでもコロナっておっしゃいますが、私たちが救済するのはコロナだけではなくて、困っている人救済していくわけですよ。国はそこをちょっと広げてるんですよ。国保世帯にしたってコロナっていいいますが、コロナをどう証明せよって、証明しようがないんですよ。そういうこと認めてますよ、みんな国は。そこを言わないでコロナかどうかというのは、一言、町村がするときにはコロナの点検どんなようにしろって国が書いてきたんですか、そしたら。それ聞きたいんですけども、町長、そこをもう一回考え直すべきではないかということについて、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 1 時 4 2 分休憩

午後 1 時 4 2 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回の児童扶養手当の追加支給について、私は、これはあくまでもコロナの影響で受けた方、それが特に母子、父子の独り親家庭に多いということに鑑みて、国のほうからの制度だと思っております。これでまだ足りない部分があるということであれば、これは行政のほうで考えていかなくちゃいけない事態だと思いますけれども、この辺りにつきましては常に現状、そして現場の認識等共有しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 足りないということであれば、そこですよ。行政側が住民の生活どう見てるかということですよ。仕事がなく今仕事を探してる人が三百何人いるって数字出てきましたよね、一般質問の中で。出てきましたが、それらの方々全てコロナでなくにしたって実際生活に困って仕事がないということ、給料が入ってきませんから、この低所得者の独り親家庭についていけばいろいろ聞き取って、仕事がないという人出てきた人に 2 か月や 3 か月に 1 回 5 万円渡して済む問題じゃないということは、こんなもん誰も分かることと違うんですか。そこを見て見んぷりしてるだけだと私は思うんですよ、いろいろコロナやないかどうかって考えて。そ

うではなくて、今、コロナお金使うことは、そういうところきちっと対応していくべきではないかと思うんですけども、別にほかに考えることがあります。いつも考えると言っています。考えると言って半年以上たっている。町長、もう一回求めます。

それと同時に、最後の質問やから聞くんですけども、今回これと関連して、コロナ対策でいえば、持続化給付金についての農業者のことについて言えば、農協と相談して町が窓口を設けるようにするということについては、町長、なさるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農業者に、持続化給付金のことにまで波及してきましたけれども、まずは独り親の方がきちんと子供さんとお正月が暮らせる、過ごせる、そういうことを考えて今回追加の補正をお願いいたしました。速やかに支給するように努力してまいります。

持続化給付金の農業の問題については、これまで言ったことと全く変わりません。中小企業庁の中のホームページの内容等鑑みていただければ、皆さんが十分理解いただけると思います。ただし、コロナの影響を受けた方に対して町長がそれを受けるなというものではないことを改めて申し上げておきます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第108号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

議案第108号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第14号

○議長（景山 浩君） 日程第25、発議案第14号、核兵器禁止条約の批准を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山です。

.....
発議案第14号

核兵器禁止条約の批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年12月16日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 滝山 克己

南部町議会議長 景山 浩 様

.....
別紙は副委員長が朗読しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 1番、塚田光雄君。

○総務経済常任委員会副委員長（塚田 光雄君） 副委員長の塚田光雄です。では、意見書を読ませていただきます。

.....
別紙

核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

2017年7月に国連会議で採択された核兵器禁止条約が、2020年10月25日に批准国50に達し、条約の規定により90日後に発効することが確定した。

核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性をきびしく告発し、その開発、実験、生産、保有から使用と威嚇にいたるまで全面的に禁止して違法化し、完全廃絶までの枠組みと道筋を明記している。

発効する禁止条約は、核保有国をいっそう政治的・道義的に包囲し、追いつめるものとなり、核兵器廃絶への動きを加速し、広島・長崎の被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界の圧倒的多数の希望への歴史的な一歩を踏み出すものだ。

日本政府に禁止条約への参加を求める地方議会の意見書は、10月20日現在で494自治体、全自治体の27%にのぼる。唯一の戦争被爆国として、日本政府はすみやかに条約を署名し批准すべきだ。

よって、本議会は日本政府に対して、核兵器禁止条約の批准をおこなうことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月16日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第14号、核兵器禁止条約の批准を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第26 発議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第26、発議案第15号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 発議案第15号、読み上げて提案いたします。

.....

発議案第15号

議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年12月16日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
——設置の目的ですが、別紙を読み上げさせていただきます。
.....

別紙

議会改革調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、地方分権時代に対応した議会組織のありかた、町民に寄り添う議会運営及び活性化を調査及び研究するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により議会改革調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

- (1) 議会のありかたについての調査及び研究
- (2) 委員会の構成等についての調査及び研究
- (3) 議会のIT化についての調査及び研究
- (4) 上記に定めるもののほか議会の活性化に資する調査及び研究

.....
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第15号、議会改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 27 発議案第 16 号

○議長（景山 浩君） 日程第 27、発議案第 16 号、複合施設建設調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。

.....
発議案第 16 号

複合施設建設調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 2 年 12 月 16 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
——設置の目的ですが、別紙を御覧いただきたいと思います。
.....

別紙

複合施設建設調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、南部町公民館さいはく分館を複合施設とする建替事業に関し、調査及び研究するため、地方自治法第 109 条第 1 項及び南部町議会委員会条例第 6 条の規定により複合施設建設調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

1. 調査及び研究事項

- (1) 複合施設建設事業に関する調査及び研究
- (2) 複合施設の管理計画、運営計画に関する調査及び研究

2. 設置期間

議決の日から令和 3 年 6 月 30 日まで
.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第16号、複合施設建設調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第28 発議案第17号

○議長（景山 浩君） 日程第28、発議案第17号、公立西伯病院調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。

.....

発議案第17号

公立西伯病院調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年12月16日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——設置目的を読み上げます。

.....

別紙

公立西伯病院調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、西伯病院の公立病院としての位置づけ、抱える問題・課題に関し調査及び研究し、町民にとって将来あるべき姿を検討するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により公立西伯病院調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

1. 調査及び研究事項

- (1) 病院の経営計画にかかる検証（西伯病院新改革プランの検証）
- (2) 西伯病院の統合・再編に対する基本的な考え方
- (3) 上記に定めるもののほか課題解決に向けた調査及び研究

2. 設置期間

議決の日から令和5年3月31日まで

.....
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第17号、公立西伯病院調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第29 発議案第18号

○議長（景山 浩君） 日程第29、発議案第18号、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者である議会運営委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨でございます。

.....
発議案第18号

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年12月16日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
——設置目的を読み上げます。
.....

別紙

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、鳥取県ごみ処理広域化計画に基づく「鳥取県西部広域行政管理組合可燃ごみ処理広域化基本計画」が町民にどのように影響を与えるか調査及び研究するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

- (1) 可燃ごみ処理広域化基本計画の町民への影響
 - (2) 不燃ごみ処理等に係る調査及び研究
 - (3) 上記に定めるもののほか廃棄物処理に関し諸課題の解決に向けた調査及び研究
-

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第18号、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで、ただいま設置されました議会改革調査特別委員会、複合施設建設調査特別委員会、公立西伯病院調査特別委員会、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時00分再開

○議長（景山 浩君） 再開いたします。

日程第30 特別委員会委員長、副委員長互選結果の報告について

○議長（景山 浩君） 日程第30、特別委員会委員長、副委員長互選結果の報告についてを行います。

議会改革調査特別委員会委員長、板井隆君、副委員長、白川立真君。

複合施設建設調査特別委員会委員長、三鴨義文君、副委員長、荊尾芳之君。

公立西伯病院調査特別委員会委員長、細田元教君、副委員長、長束博信君。

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会委員長、白川立真君、副委員長、加藤学君。

以上で報告を終わります。

日程第31 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第31、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報各常任委員会及び議会改革調査、

複合施設建設調査、公立西伯病院調査、可燃ごみ処理広域化等影響調査の各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第12回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第12回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後2時03分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和2年12月定例議会を閉会するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

12月4日から本日までの13日間にわたり、提案されました条例及び補正予算、また12名の議員による一般質問を含め、重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼申し上げる次第であります。

町長をはじめ、執行部におかれましては、施策執行に当たり、議員各位からの意見、要望等を十分に反映されたものとなるよう強く要望いたします。

また、今期定例会におきましては、議員発議により4つの特別委員会が設置されることとなりました。設置された各委員会の調査・研究目的に応じ、活発かつ十分な審議を重ねられることを大いに期待するものであります。

議員各位におかれましては、今後も不断の議員活動により、一層町民皆様の声を町政に反映させ、負託に応えていただきますよう要請申し上げます。

町民の皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染対策に細心の注意をいた

きながらも、穏やかな年末年始をお迎えになりますことをお祈り申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月4日から本日までの13日間にわたって開催され、令和2年度一般会計補正予算など、当初17議案について御審議いただき、さらに本日は独り親世帯に対し臨時特別給付金を支給するための補正予算を追加提案し、合わせて18議案について、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

今議会初日の4日には、私が任されました任期4年間を通じた所信を表明させていただきました。人口減少社会の中で町民の暮らしをいかに守り、さらに豊かで魅力ある南部町、次世代に誇れるなんぶ暮らしをつくり上げなければならないことを訴えてまいりました。

7日、8日、9日の3日間にわたり、12名の議員の皆様から22項目にわたる町政に関する一般質問をいただきました。新型コロナ対策をはじめ、西伯病院に係る御質問が多く、課題解決に向け、今後も議論が必要だと改めて認識したところでございます。そのほかにも地震防災、人権教育、スポーツ振興、保育園の将来構想、さらには板祐生についても貴重な御意見をいただきました。現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問いただき、答弁させていただいたと思います。しかし、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったと思いますので、私の勉強不足の面もあると考え、今後とも御指導をいただきますよう改めてお願いするところでございます。

新型コロナウイルスの影響は、第三波が全国に拡大し、収束の気配がないまま新年を迎えようとしています。また、鳥インフルエンザによる養鶏農家への影響も心配され、我が国の実体経済の影響はさらに顕著になってきており、南部町としても国の経済対策と速やかに連動した町民の生命、健康、そして暮らしを守っていく決意でございます。閉会中であっても、どうぞ御指導いただきますようお願いし、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
